

セコム 損害保険の現状 2021

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム損害保険株式会社

CONTENTS

I. セコム損害保険について

はじめに	1
代表的な経営指標	2
経営理念	4
中期事業計画（2020－2022）	4
当社の沿革	5
当社の特色	5
トピックス	6
地震保険の普及・啓発	6
C S R	6
損害保険業界としての社会貢献活動	7
主な取扱い商品	10
個人向け保険／企業向け保険	11
各種サービス	12
保険金のお支払い	14
商品の改定状況	15
保険の仕組み	16
「お客さま本位の業務運営に関する方針」の取組状況について	19
勧誘方針	22
保険相談サービス	23

II. 当社の概況・組織

1. 経営の組織（2021年7月1日現在）	26
2. 株主・株式の状況	28
3. 役員の状況	30
4. 会計監査人の状況	32
5. 従業員の状況	32
6. 格付	33

III. 当社の主要な業務に関する事項

1. 直近事業年度における事業の概況（2020年度）	34
2. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	36
3. 業務の状況を示す指標	37
1 主要な業務の状況を示す指標	37
2 保険契約に関する指標	39
3 経理に関する指標	42
4 資産運用に関する指標	45
5 特別勘定に関する指標	51

4. 責任準備金内訳	52
5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	52
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	53

IV. 当社の運営

1. 内部統制システムの構築および運用状況の概要	54
2. コーポレートガバナンスの状況	57
3. コンプライアンス（法令等遵守）の取組み	57
4. コンプライアンス基本方針	58
5. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	58
6. 利益相反管理方針	59
7. リスク管理態勢	60
8. 社内・社外の監査態勢	62
9. 第三分野保険に係る責任準備金の確認について	62
10. 個人情報（特定個人情報を含む）保護	63

V. 財産の状況

1. 計算書類関係	66
2. リスク管理債権	79
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金	79
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	79
5. 単体ソルベンシー・マージン比率	80
6. 時価情報等	81
7. その他	86
8. 保険会社およびその子会社等の概況	86

付表

主な損害保険用語の解説（50音順）	87
営業店舗のご案内（2021年7月現在）	91
損害サービスセンターのご案内（2021年7月現在）	92

Ⅰ. セコム損害保険について

はじめに

皆さまには平素よりセコム損害保険をお引き立ていただき厚く御礼申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な影響を受けている皆さま、度重なる自然災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

2020年初頭から続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、1年半以上が経過した今もなお、わたくしたちの生活に多大な影響を与えております。医療従事者の方々や高齢者の方々からワクチン接種が始まり、終息に向けての第一歩を踏み出したものの、今後もしばらくの間は、いわゆる新しい生活様式を基本とした日常を送る必要があるものと思われます。

また、当社をとりまく損害保険業界におきましては、昨年は日本への台風上陸はなかったにもかかわらず、豪雨や寒波、更には地震による被害も発生するなど、改めて自然災害の影響の大きさを痛感する年となりました。

このような状況の中、“信頼される安心を、社会へ。”をコーポレートメッセージとして掲げるセコムグループの一員として常に皆さまに寄り添い、損害保険事業を通じて「安全・安心・快適・便利」な商品やサービスをご提供するという責務を改めて強く感じております。

さて、1998年のセコムグループ入り以降、当社は「セコムの緊急対処員が事故現場に駆けつける現場急行サービス付の自動車保険」や、「セキュリティシステムの導入により保険料が割引となる火災保険」など、「安全・安心」のサービスのパイオニアであるセコムの強みと当社が創業時から培ってきた損害保険会社としての経験・実績を融合させた商品や、「治療費の実額を補償する新しいコンセプトのがん保険」などを開発・ご提供してまいりました。今後も当社のオリジナル리티あふれる商品をより多くのお客さまにお届けできるよう、事業基盤の強化へ注力してまいります。

また、今年は中期事業計画（2020-2022）の2年目にあたります。初年度である2020年度は、新型コロナウイルスの影響や予想を超える自然災害の発生といった、中期事業計画策定時には想定していなかった大きな環境の変化により、中期経営目標である「しなやかな対応」がまさに試された1年でありました。

今年度も初年度に着手した変化への対応の手を緩めることなく、これまで以上にしなやかに変化に対応し、お客さまの「ニーズ・信頼・期待」に応えられる保険会社として存在感を高めることができるよう、経営理念である「社会に有益な事業を行い、社業を通じて社会に貢献する」を軸に据えて目標達成のために取り組んでまいります。

どのような状況においても社会に安心を提供し、よりよい社会生活の発展に寄与する商品・サービスの開発や販売チャネルの開拓に努め、お客さまから信頼され選ばれる損害保険会社となるよう尽力していく所存です。

今後とも、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

代表取締役社長

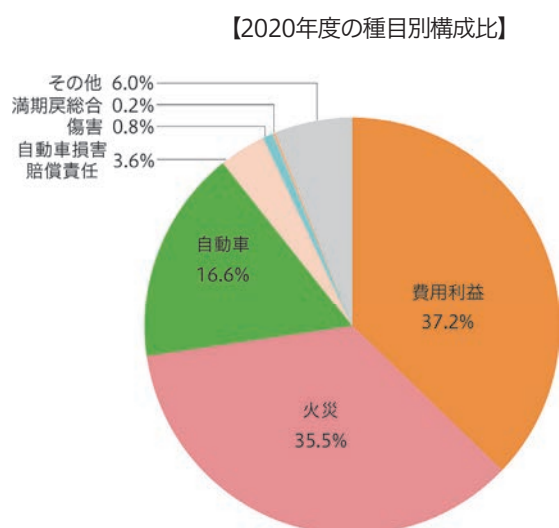
中村 毅



代表的な経営指標

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料	47,721百万円	51,621百万円	52,864百万円
コンバインドレシオ	100.2%	94.1%	88.4%
正味損害率	66.7%	60.0%	54.2%
正味事業費率	33.5%	34.2%	34.2%
保険引受利益	△1,732百万円	△1,328百万円	△1,290百万円
経常利益	954百万円	57百万円	1,167百万円
当期純利益	515百万円	491百万円	521百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	645.0%	694.5%	687.2%
総資産額	217,926百万円	215,647百万円	228,916百万円
純資産額	33,910百万円	29,690百万円	35,761百万円
その他有価証券評価差額金	11,256百万円	7,027百万円	13,059百万円
リスク管理債権	—	—	—

■正味収入保険料

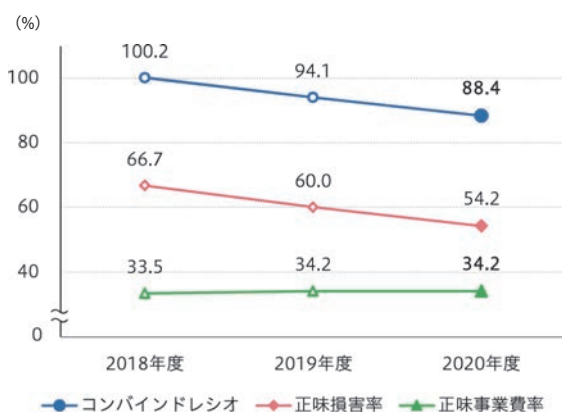


正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

※費用利益の主なものは「自由診療保険メディコム」です。

■コンバインドレシオ



コンバインドレシオ

「正味損害率」と「正味事業費率」の合算値であり、損害保険会社の保険引受に係る「収益力」を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど保険会社の収益性が高いといわれています。

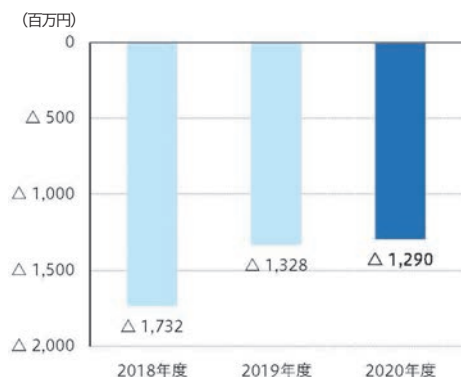
正味損害率

保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に使用されています。損益計算書にある「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

正味事業費率

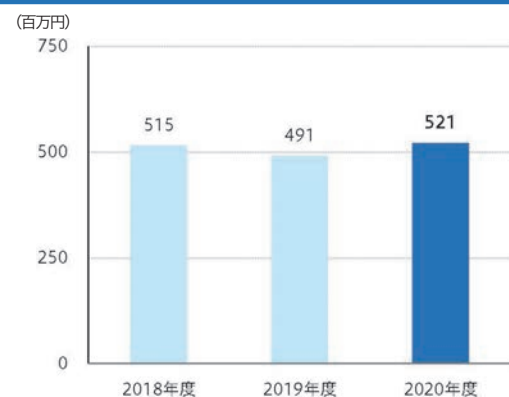
保険料に対する事業費の割合のことで、保険会社の経営の効率性を示す指標の一つです。損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

■保険引受利益



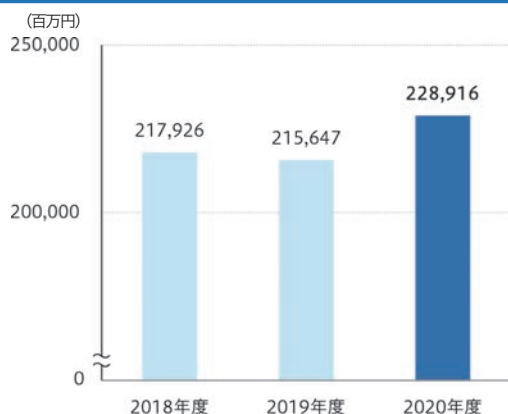
保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものを指します。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

■当期純利益



経常利益に特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減して算出した最終損益を指します。

■総資産額

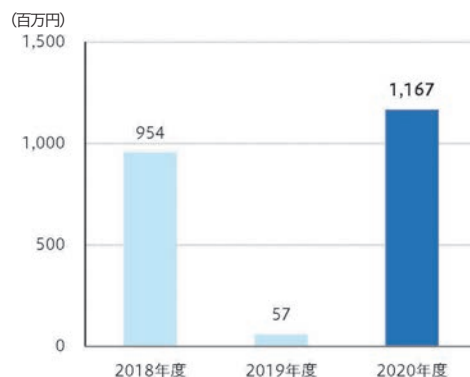


保険会社が保有する資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」です。

■その他有価証券評価差額金

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券については、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「その他有価証券」などの保有目的別に区分し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価評価等を行っています。「その他有価証券評価差額金」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額を指します。貸借対照表上では、税金相当額を控除した純額を、純資産の部に計上しています。

■経常利益



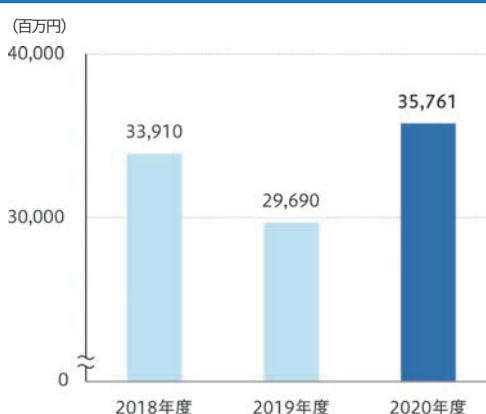
保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものを指します。

■単体ソルベンシー・マージン比率



巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払い余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

■純資産額



保険会社が保有する資産の総額である「総資産額」から負債額を控除したもので、貸借対照表上の「純資産の部合計」です。

■リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

経営理念

セコムグループ、「社会システム産業」としての運営憲法

運営基本10カ条

1. セコムは社業を通じ、社会に貢献する。
2. セコムは、社会に貢献する事業を発掘、実現しつづける責任と使命を有する。
3. 額に汗し、努力の結果以外の利益は、受けない。
4. 社会は一人ひとりの人間によって構成される。セコムも同様に一人ひとりの社員によって構成される組織体である。いうまでもなく、一番重要なことは、社員一人ひとりが、活き活きと価値ある人生を送ることである。セコムの組織内にあってはもちろんであるが、組織外であっても、人間尊重が基本であり、いかなる場合においても、いささかも人間の尊厳を傷つけてはならない。
5. セコムは他企業、他組織を誹謗してはならない。
6. すべてのことに関して、セコムの判断の尺度は、「正しいかどうか」と「公正であるかどうか」である。
7. セコムは、常に革新的でありつづける。そのため、否定の精神、現状打破の精神を持ちつづけ絶やさない。
8. セコムは、すべてに関して礼節を重んずる。
9. セコムは、その時々の方潮に溺れず、流されず、常に原理原則に立脚し、凛然と事を決する。
10. セコムの社員は、いかなることにしても、自らの立場、職責を利用した言動をしてはならない。

中期事業計画(2020-2022)

セコム損害保険 中期事業計画(2020-2022)

経営ビジョン	セコムグループの経営理念「社会に有益な事業を行い、社業を通じて社会に貢献する」を基本軸として、「セコムグループ一体で保険を通じて社会に安心を提供する」というミッションの達成に向けて邁進します。
行動指針	・私たちは、最適・最良の商品・サービスを提供することで、お客さまのニーズに応えます。 ・私たちは、礼節と責任をもって誠実に対応することで、お客さまの信頼に応えます。 ・私たちは、タイムリー・スピーディに、かつ正しさを追求して行動することで、お客さまの期待に応えます。
中期経営目標	・急激に進む環境変化にしなやかに対応しつつ、セコムグループの損害保険会社としての存在感をより一層高めます。 ・安定的な収益確保を維持し、バランスを考慮した持続的成長を目指します。
目標達成のための主要施策	1. 事業ポートフォリオの再構築 自然災害に関するリスクを適切にコントロールして火災保険の収益改善を図り、メディコム・自動車保険等と合わせて種目間のバランスを考慮した成長を目指します。 ・商品ポートフォリオの見直し(種目間のバランス見直し) ・火災保険の収益性向上とセコムグループとしてふさわしい商品の開発 2. 人材育成と組織の活性化 環境変化に柔軟に対応できる人材育成と、組織の活性化に向けた施策を実施します。 ・社員満足度を高めるための施策の検討 ・研修制度の進化・充実 ・当社にとってふさわしい評価制度の検討 ・働きやすい環境の整備 3. 良質なサービスの提供 業務品質のより一層の向上とコンプライアンス強化を進め、良質なサービスを提供し、お客さま・代理店の満足度を高めます。 ・お客さまの声をよりスピーディにかつ的確に業務品質向上に結びつける仕組みの構築 ・「業務品質統括部」の新設による推進体制の強化 ・新損害サービスシステム稼働による保険金支払いに関するサービスの向上 4. ERM経営の推進 当社にとってのERMの最適水準を目指し、ERMの経営への活用を一層推進します。 ・レジリエントで持続可能な取り組みが可能となるようなリスクカルチャーの醸成と態勢高度化

当社の沿革

1950年 2月	東洋火災海上保険株式会社設立	2004年 10月	富国生命保険相互会社との提携によるセット商品「自由診療保険メディコムプラス(ガン入院治療費用保険[提携用])」発売
1998年 9月	セコム株式会社資本参加、セコムグループ入り(第三者割当増資、資本金19億510万円) 社名を「セコム東洋損害保険株式会社」へ変更	2005年 11月	「セコム安心個人情報保険」発売
1999年 3月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増資(資本金56億1,130万円)	2006年 8月	乳ガン経験者向けガン保険「自由診療保険メディコムワン(ガン経験者用ガン治療費用保険)」発売
4月	「火災保険セキュリティ割引」発売	2008年 3月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増(資本金80億9,330万円)
9月	「セコム安心マイカー保険」発売	2008年 12月	セコム株式会社全額引受による第三者割当増(資本金145億5,880万円)
2000年 5月	社名を「セコム損害保険株式会社」へ変更 本店を東京都千代田区平河町二丁目6番2号 セコム損保ビルに移転	2009年 4月	「自由診療保険メディコム(新ガン治療費用保険)」発売 セコム株式会社全額引受による第三者割当増資(資本金168億880万円)
10月	「セコム安心マイホーム保険」発売	2015年 2月	「新・販売システム(火災保険版)」の稼働開始
2001年 10月	「自由診療保険メディコム(ガン治療費用保険)」 発売	5月	「新・販売システム(自動車保険版)」の稼働開始
2002年 1月	「NEWセコム安心マイカー保険(新型自動車総合保険)」発売	2020年 6月	新損害サービスシステム(NFS-S)の全面稼働
2004年 1月	インターネットで申込が完結する「NEWセコム安心マイカー保険(新型自動車総合保険)」発売		
5月	社内基幹システム(NFS)の稼働開始		

当社の特色

セコム損害保険はセコムグループの一員です。

セキュリティ事業トップのセコムグループは、安らかな社会の構築に貢献する事業を発掘し実現することにより、高い信頼を得ています。セコム損害保険もこの理念を共有し、より良い社会生活の発展に寄与してまいります。

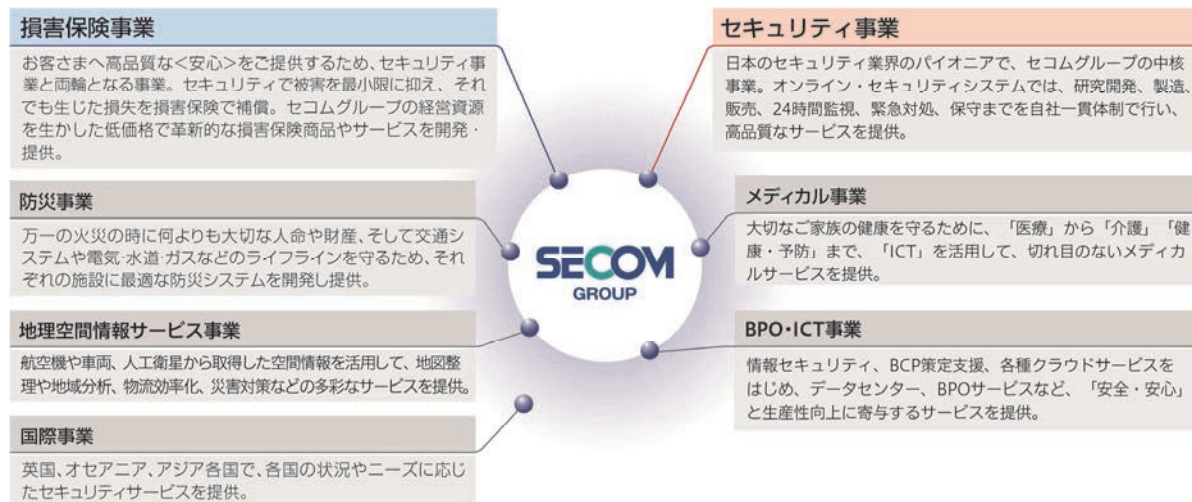
セコム損害保険はセコムグループの中核を担う企業です。

セコムグループの持つセキュリティ事業、防災事業、メディカル事業、地理空間情報サービス事業、BPO・ICT事業、国際事業などのさまざまな分野を融合し、活用することにより、お客さまの望まれるより良い商品を低コストでご提供することが可能となります。

セコム損害保険は半世紀以上の経験と実績を持つ〈新しい保険会社〉です。

保険会社の運営ノウハウの構築には有能な人材とシステム、それに豊富な経験と実績が必要です。保険契約の引受・管理、商品開発、資産運用だけでなく、万一の場合にお客さまの立場にたった損害調査・示談交渉などが保険会社としての高い信頼性と安心を確立します。セコム損害保険は、これまで培ってきた保険会社のノウハウとセコムグループのノウハウが融合した、経験と実績のある〈新しい保険会社〉です。

セコムグループ事業



トピックス

「セコム損保マイページ」をリニューアル

ご契約者さまがWEB上で「事故のご連絡」「ご契約の管理」「ご契約の更新」のお手続きをしていただくことができる「セコム損保マイページ」を2020年7月に全面リニューアルいたしました。

マイページにご登録いただくと、万が一、自動車事故に遭われた際には、証券番号やお車の番号などの必要な情報をスムーズにご連絡いただけるほか、事故現場の住所がわからない場合でもGPSによる位置情報取得機能を利用することで、事故発生場所を簡単にご連絡いただけるようになります。

また、いつでもご契約の内容が確認できるほか、代理店の情報を登録できるなど、ご契約の管理の面でもお客さまをサポートいたします。

※ご契約者さまが法人などの場合、一部ご利用いただけないサービスがございます。



地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。

法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2019年度に火災保険を契約された方のうち、約3分の2の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



CSR

ピンクリボン運動を応援

ピンクリボン運動とは、乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを訴える運動で、1980年代にアメリカで始まりました。日本ではウォーク、シンポジウム、東京タワーのライトアップなどのイベントを通して広く知られています。

乳ガンは自分で見つけることができる数少ないガンであり、早期に見えれば治癒率が高いと言われています。しかしながら、女性の30歳代から50歳代という比較的若い年代層の乳ガンによる死亡割合が高いのが実情です。

当社は、乳ガン経験者のための「自由診療保険メディコムワン」などを通じて万一の場合の“事後の補償”をご提供していますが、まずは“事前の予防”としてたくさんの方に乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療のメッセージを伝えることが重要であると考え、ピンクリボン運動を応援しております。その一環として、乳ガン検診啓発イベント「ピンクリボンフェスティバル2020」への協力を行いました。また、社員の名刺にピンクリボンのマークを掲示するなど日頃から啓発活動に取り組んでいます。



なお、社内の乳ガン検診率向上を目指すため、厚生労働省の委託事業としてガン検診受診率向上を目指す国家プロジェクト「がん対策推進企業アクション」の推進パートナー企業に登録。社内外での啓発活動に積極的に取り組んでいます。

損害保険業界としての社会貢献活動

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

・自動車事故防止対策：

高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等

・自動車事故被害者支援：

高次脳機能障害者支援、
脊髄損傷者支援、交通
遺児支援等

・救急医療体制の整備：

高規格救急自動車の
寄贈、救急外傷診療研
修補助等

・自動車事故の医療に関する研究支援

・適正な医療費支払のための医療研修等



自転車シミュレータ

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。



④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2. 防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

① 小学生向け安全教育プログラム

「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の推進を図っています。



② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,474台(※)となっています。

※1952～2020年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。



②防火標語の募集と防火ポスターの制作

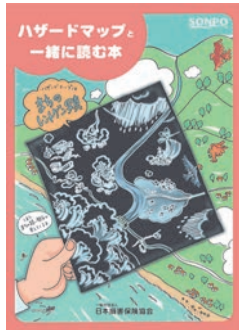
家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2017年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
2018年度	忘れてない？ サイブにスマホに 火の確認
2019年度	ひとつずつ いいね！ で確認 火の用心
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3. 犯罪防止対策

(1)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2)住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使えない」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシ等を作成し、啓発活動を行っています。



(3)啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がられるよう、大人と子どもが一緒に学べる事前学習型の教材（手引き）を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み

(1)自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2)自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。
※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。



(3)エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、普及に取り組んでいます。



(4)環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取組み



(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。



第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。』

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



主な取扱い商品

お客さまにとって本当に必要な商品やサービスを低価格でご提供すること、そして安心して喜んでいただくこと。それがセコム損害保険のポリシーです。このポリシーのもと、これまでに私たちは自動車、住まい、事務所・店舗・工場、各種傷害・レジャーなど、あらゆるニーズに適した商品を開発・ご提供してきました。なかでも、「セコム安心マイホーム保険」「火災保険セキュリティ割引」「セコム安心マイカー

保険」などの独創的な商品は、セコムグループだからこそ実現可能となりました。さらに、「自由診療保険メディコム」は、時代のニーズに応え、業界に先駆けて実損てん補型のガン保険として開発し商品化しました。セコム損害保険は、斬新な発想とグループ力で顧客ニーズをつかむ独創的な商品・サービスの開発に努めています。



自由診療・公的保険診療を問わず、ガンの入院治療費を実質自己負担0円にするガン保険です。さらに、通院治療の重要性が高まっているガンの治療実態に対応し、通院で自己負担された治療費用を5年ごとに最大1,000万円まで補償いたします。

これまでのガン保険は入院日数に対して1日あたりの保険金を定額で支払うタイプが一般的であり、自由診療による治療費の実額を補償するタイプの「自由診療保険メディコム」は、自動車保険の「対人無制限補償」といった損害保険会社ならではの発想を第3分野(医療・ガン保険等)商品にも拡大させた斬新な商品です。

ガンにかかったら治療に専念し、ガンを克服していただきたい。経済的な負担を気にすることなく、ベストな治療を目指していただくためのガン保険です。



自由診療保険メディコムワンは、乳ガンをご経験された女性のためのガン保険です。万一、乳ガンの再発・転移が生じた場合はもちろん、他のガンにかかった場合も、自由診療・公的保険診療を問わず、入院治療費は無制限、通院治療費は5年ごとに1,000万円まで、かかったガンの治療費を補償します。

女性が最もかかりやすく、30歳代から50歳代という働き盛りの時期に罹患率のピークを迎える、乳ガン。当社として、乳ガンをご経験された方のお役に立ちたいとの思いから、「自由診療保険メディコムワン」を開発いたしました。



お客さまのお住まいの状況に応じた補償の選択と保険料の割引を実現したセコム損害保険ならではの住宅専用火災保険です。火災によるリスクが低いと考えられるホームセキュリティを導入されているお住まい、オール電化住宅には保険料の割引制度をご用意いたしました。また、万一事故に遭われた場合も、ガラスや鍵の修理手配を行うサービスや、危険軽減のために負担した費用を補償する「セキュリティ・グレードアップ費用」で安心をバックアップ。セコム安心マイホーム保険なら、万一のときも安心です。

火災保険セキュリティ割引

オンライン・セキュリティシステム*の導入によるリスクの軽減効果を当社で分析することにより、「最大約30%の割引率適用」を実現させました。オンライン・セキュリティシステム*を実施されている物件で、法人所有の事務所や店舗などの建物と収容動産、または個人所有の事業用建物および事業用動産が対象となります。

*火災に対する警戒がなされており、当社の定める基準により一定のリスク軽減効果が確認されたものに限ります。



24時間365日、もしもの時に、お客さまの要請に基づいて事故現場にセコムの緊急対処員が駆けつける「セコムの現場急行サービス」が特長。また、事故のみならず車の故障にも対応する「ロードアシスタンス」に加え、事故時の「示談交渉サービス」をご提供するなど、安全と安心のプロフェッショナルがお客さまをしっかりとサポートする自動車保険です。個人のお客さまには「ゴールド免許割引」「インターネットでお申込のお客さまへの保険料割引」などをご用意。お客さまの諸条件をきめ細やかに把握することで、お客さまに合わせた保険料を実現しています。

個人向け保険

住まいと暮らしの保険

- セコム安心マイホーム保険
(家庭総合保険)
- 地震保険
- あんしん家族
(生活総合保険特約付普通傷害保険・
家族傷害保険)



くるまの保険

- セコム安心マイカー保険
(新型自動車総合保険(個人用))
- 個人用総合自動車保険
- 自動車損害賠償責任保険



病気やケガの保険

- 自由診療保険メディコム
(新ガン治療費用保険)
- 自由診療保険メディコムワン
(新ガン経験者用ガン治療費用保険)
- あんしん家族
(生活総合保険特約付普通傷害保険・
家族傷害保険)
- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 所得補償保険



旅行・レジャーの保険

- 国内旅行傷害保険
- ゴルフ保険

こども・学生の保険

- こども総合保険
- 学生総合保険

企業向け保険

火災保険

- 店舗総合保険
- 普通火災保険(一般物件用)
- 火災保険セキュリティ割引



自動車保険

- セコム安心ビジネスカー保険
(新型自動車総合保険(一般用))
- 一般用総合自動車保険



賠償リスクの保険

- セコム安心個人情報保険
(職業賠償責任保険 個人情報漏えい賠償責任補償特約付帯)
- セコム安心総合賠償責任保険
<飲食業・販売業用>
(賠償責任保険(店舗特別約款付帯))
- 施設賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険



事業活動に関する保険

- 建設工事保険
- 機械保険
- 組立保険
- ガラス保険
- 動産総合保険
- 盗難保険
- 店舗休業保険
- 企業費用・利益総合保険
- 労働災害総合保険

各種サービス

当社では、お客さまの声を広く業務に反映させるため、さまざまなネットワークを創り、多様な販売チャネルとサービス体制を整備しております。

現在、次の3つのネットワーク体制を軸としてサービスのご提供を行っています。

1. お客さま一人ひとりに安心と便利をお届けするために、代理店・コールセンター・インターネット・フリーFAXなどによる資料請求のご案内から、ご契約やアフターサービスにいたるまで、きめ細かなコミュニケーションがとれるネットワーク。
2. 全国に広がる営業拠点と事故対応を行う拠点(サービスセンター)、そして2,620店の代理店を結ぶネットワーク。
3. 自動車保険にご加入のお客さまが、万一交通事故に遭われたとき、全国約2,700カ所の緊急発進拠点から、24時間365日いつでもセコムの緊急対応員が現場に急行し、迅速にサポートできる体制。

事故付随サービス

●事故受付センター

- ・24時間365日事故受付サービス
- フリーダイヤル 0120-210-545 (携帯電話からもご利用できます)

●サービス内容

サービス名称	サービス内容
現場急行サービス	お客さまに「安心」していただけるよう、セコムの全国ネットワーク約2,700ヶ所の緊急発進拠点から夜間・休日を問わず24時間365日、緊急対応員が事故現場に急行し ^{※1} 、事故処理の流れのご説明やロードサービスの取次等をいたします。
ガラス・鍵の緊急修理サービス ^{※2}	万一、お客さまに盗難事故が発生してガラスや鍵が壊れてしまった場合に、修理業者の手配を行い、その費用は保険金で直接修理業者へお支払いいたします。 ^{※3}
ロードアシスタンス	事故受付センターにおいて、事故の際のレッカー車の手配やキーのとじ込み・バッテリーあがり等のロードサービスをご案内いたします。 ^{※4}
お客さま安心コールサービス	損害サービスの担当者が、お客さまの事故処理の進捗状況を適宜ご連絡いたします。
整備工場紹介サービス	お客さまのご要請により全国約780ヶ所の当社提携の整備工場をご紹介します。

※1. 事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、現場急行サービスは提供されません。

※2. このサービスは、セコム安心マイホーム保険のお客さまを対象としたサービスです。

※3. 費用支払いについては、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。なお、保険金を超える費用支払いや保険金の支払いが不能な場合、およびご契約上の免責金額分は、お客さまのご負担となります。

※4. 無料サービス以外に有料サービスの提供もあります。

自動車事故!あなたにもっと **セコム** の安心を

セコムの現場急行サービス

不安なお客さまのもとへ
セコムの緊急対応員がかけつけます!

2017年11月1日から、さらに頼れるサービスに!

NEW! 事故状況・目撃者の確認



- 追突、出合頭、信号無視等の事故状況を確認
- 目撃者の有無と、目撃者の氏名・連絡先を確認

NEW! 相手方への対応



- 相手方と同乗者のケガの有無を確認
- 相手方の氏名・連絡先を確認

NEW! 事故現場の写真撮影



- 事故現場、事故車両の写真撮影

事故だ!



お客さまよりセコム提携の
事故受付センターにお電話



セコムの緊急対応員が
かけつけます

二次的事故の防止サポート お客さまの三角表示板や発火筒の設置作業、障害物除去作業をサポート

各所への連絡 救急車の手配/警察への届出/ロードサービスの手配

事故状況・目撃者の確認 お客さまと同乗者のケガの有無を確認/追突、出合頭、信号無視等の事故状況を確認/目撃者の有無と、目撃者の氏名・連絡先を確認

相手方への対応 相手方と同乗者のケガの有無を確認/相手方の氏名・連絡先を確認

事故現場の写真撮影 事故現場、事故車両の写真撮影

セコム損保へ事故の情報を報告 対応結果の報告/お客さまの要望や質問を報告

【ご注意ください】 ●事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、また天災・大規模災害等の影響により事故現場への到着ができない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。また、事故現場に急行する緊急対応員はセコム提携の社員ではありません。セコム提携の委託を受けて現場に急行いたしますが、**示談交渉等**についてはセコム提携の専門スタッフにおまかせください。 ●相手方および目撃者への対応は、相手方または目撃者の同意が得られた場合に限り行います。 ●一部エリアや事故現場の状況により、写真撮影のサービスを提供できない場合があります。 ●本サービスは、警備サービスではありません。

傷害保険の契約者・被保険者サービス

当社の傷害保険をご契約いただいたお客さまおよびそのご家族には、フリーダイヤルによるドクターホットラインサービス（電話医療・健康相談サービスならびに医療機関の紹介・情報サービス）をご利用いただけます。

自由診療保険メディコム(新ガン治療費用保険)のお客さま(被保険者)サービス

お客さま(被保険者)が万一ガンと診断された場合、メディコム・ナースコールセンターにご一報ください。

メディコム・ナースコールセンターでは、看護師の資格を有する社員が保険金のご請求に関するサポートを行うとともに次のようなサービスをご提供いたします。

サービス1 診療実績に応じたお近くの医療機関をご案内

診療実績に応じたお近くの医療機関をご案内します。また、自由診療の補償対象となる当社の協定病院や、がん診療連携拠点病院・大学附属病院をご案内します。医療機関や治療法をお選びいただく際のご参考としていただけます。

サービス2 セカンドオピニオン外来がある医療機関をご案内

セカンドオピニオン外来では、治療法などでご不安になられている場合に、他の治療法などについて、主治医以外の医師の意見を聞くことができます。

サービス3 ガンに関するご相談のご対応

検査や治療法など、ガン治療に関する一般的な内容についてご相談いただけます。

注：個別の治療等に関する内容については医師にご相談ください。

サービス4 先進医療や自由診療の入院治療費を、お客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払い

先進医療や自由診療で入院する場合、医療機関の合意があれば、かかった入院治療費をお客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払いするため、入院治療費の立替費用を心配せずに安心して治療に専念できます。(ガン入院保険金のお支払い範囲となります。)

サービス5 お客さまあんしんコールの実施

一定期間ごとにお客さまの治療状況をお伺いしたり、保険金のご請求のサポートをするための「お客さまあんしんコール」を電話や文書により行います。

安心のための5つのサービス

看護師資格のある当社スタッフがご対応します。

サービス1 診療実績に応じた最寄の病院をご案内

診療実績に応じた最寄の病院をご案内します。また、自由診療にも対応する複数の当社の協定病院、がん診療連携拠点病院、大学附属病院をご案内しますので、自由診療の場合も安心です。

※当社の協定病院は、全国で300医療機関となっております。(2021年6月現在)
(最新の協定病院リストは、当社メディコムのHP(<https://www.medcom.jp/>)をご覧ください。)
※診療実績については、当社が調査した範囲となります。

サービス2 セカンドオピニオン外来がある医療機関をご案内

セカンドオピニオン外来では、治療法に対する不安を解消したり、他にどのような治療法があるのか等、主治医以外の医師の意見を聞くことができます。

※セカンドオピニオン外来は、公的保険診療とせずに自由診療で行われることが多く、この場合にはお支払いの対象となる医療機関は、当社の協定病院、がん診療連携拠点病院、大学附属病院等となりますのでご注意ください。(これら以外の医療機関で自由診療によるセカンドオピニオン外来をされた場合は、保険金をお支払いすることができません。)

サービス3 ガンに関するご相談の受付

検査や治療法などガン治療に関する一般的な情報についてご相談いただけます。

サービス4 先進医療や自由診療の入院治療費をお客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払い

先進医療や自由診療で入院する場合、医療機関の合意があれば、かかった入院治療費(ガン入院保険金)をお客さまにかわり当社が直接医療機関へお支払いするので入院治療費の立替費用を心配せずに安心して治療に専念できます。

※当社の協定病院に自由診療で入院する場合は、当社が直接医療機関へお支払いすることが合意されています。
※先進医療については、当社が直接医療機関へお支払いするのは先進医療部分のみとなるため、その他の診療にかかる費用については、お客さまから医療機関にお立替いただいた後に、当社にご請求いただく必要があります。

サービス5 お客さまあんしんコールの実施

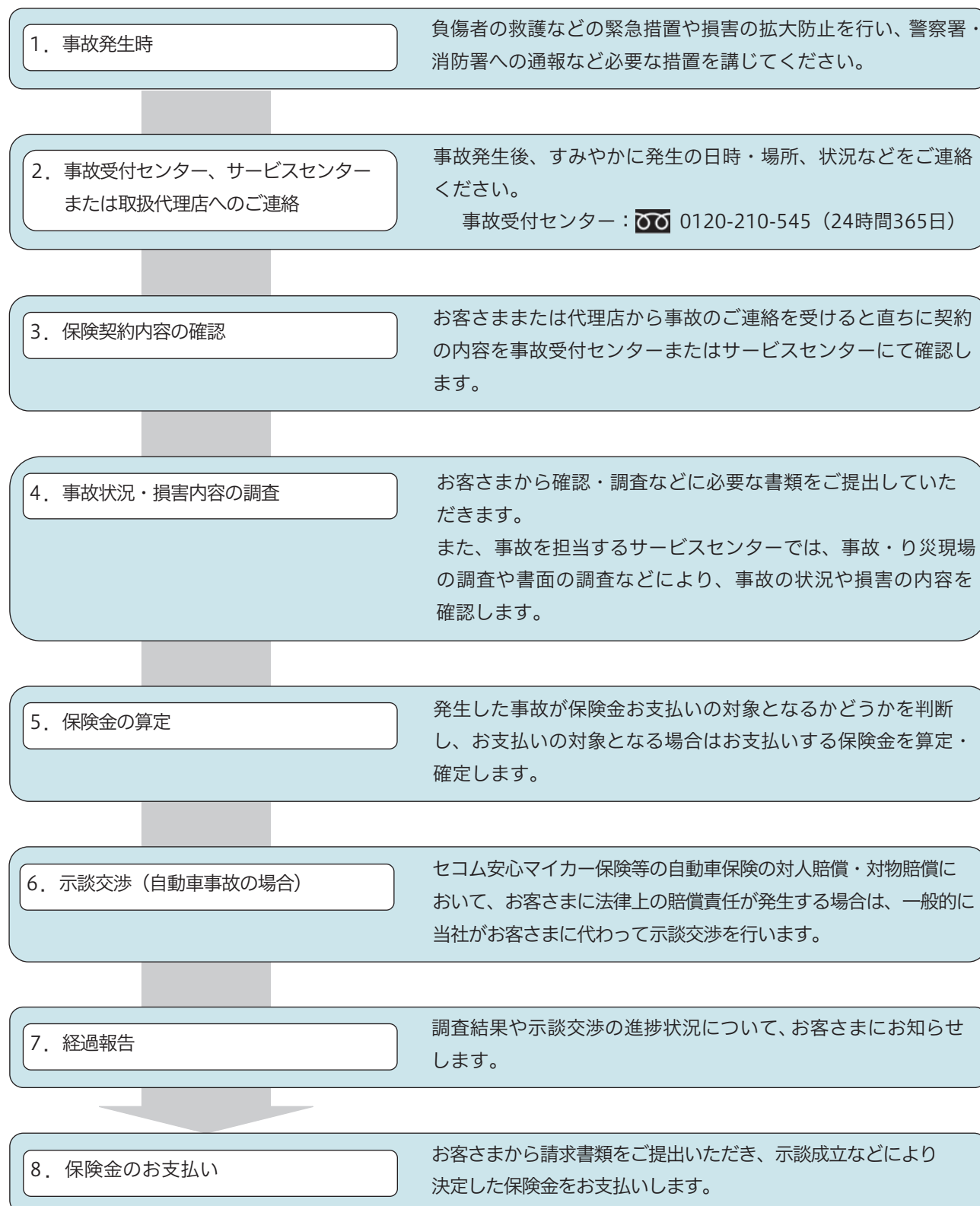
一定期間ごとに、お客さまの治療の状況をお伺いしたり、保険金のご請求のサポートをするための「お客さまあんしんコール」を看護師が電話や文書により行います。

※ただし、お客さまのご都合や、治療状況などからご連絡を差し控える場合があります。また、当社の保険金支払いが終了した後は行いません。

※サービスの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。

保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いまでの一般的な流れ（自由診療保険メディコム以外の場合）



(2) 事故相談の案内

お客さまからの事故の相談を本店ならびに全国の支店・支社・営業所で行っております。

商品の改定状況

新型コロナウイルス感染症に関する改定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特定感染症を補償する各種商品（各種傷害保険、企業向け火災保険・賠償責任保険）について、新型コロナウイルス感染症に関する商品改定を行いました。主な改定内容は次のとおりです。

- ・2020年2月1日（新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定日）に遡って補償対象化（追加保険料なし）
- ・2021年1月1日より、企業向け火災保険・賠償責任保険の補償条件（対象事故・支払額・支払限度額等）の改定を実施

火災保険の改定（2021年1月）

火災保険について、損害保険料率算出機構が届出を行った参考純率の改定を踏まえた保険料率改定、および商品の改定を行いました。主な改定内容は次のとおりです。

- ・ご契約の内容により異なりますが、全体として引き上げとなる保険料率の改定
- ・セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）における高額貴金属等の取扱いの平易化
- ・企業分野火災保険における補償内容の改定および割引率の変更等

自動車保険の改定（2021年1月）

自動車保険について商品の改定を行いました。主な改定内容は次のとおりです。

- ・直近の平均余命、物価水準および賃金水準等の変動を反映させるための人身傷害保険の損害額基準の改定
- ・車両搬送時諸費用特約における補償内容の改定等

最近の主な新商品の開発、約款・料率の改定

[2017年度] 2017年 4月 2017年 4月 2018年 1月 2018年 1月 2018年 1月	自動車保険の改定（ノンフリート等級継承ルールの一部改定等） 自動車損害賠償責任保険の改定（保険料率の改定） 個人賠償責任補償特約の改定（被保険者の範囲の拡大等） 傷害保険の改定（家族型商品における被保険者の範囲の拡大） 自動車保険の改定（保険料率の改定、被害者救済費用等補償特約の新設）
[2018年度] 2018年 4月 2018年 6月 2019年 1月 2019年 1月	賠償責任保険の改定（割引制度の新設・改定等） レジャー・サービス施設費用保険の改定（トコジラミ駆除費用を補償する特約の新設等の宿泊施設向け改定） 地震保険の改定（保険料率の改定、長期係数の見直し、割引確認資料の拡大） 自動車保険の改定（保険料率の改定、ASV割引の新設、車両搬送時諸費用特約の新設等）
[2019年度] 2019年 4月 2019年 10月 2019年 10月 2020年 1月 2020年 1月	火災保険の改定（企業分野火災保険における特約の新設） 傷害保険の改定（保険料率の改定、補償内容の明確化等） 新種保険の改定（賠償責任保険・建設工事保険・組立保険における特約の改定等） 火災保険の改定（保険料率の改定、補償内容の改定等） 自動車保険の改定（型式別料率クラス制度の改定、保険料率の改定等）
[2020年度] 2020年 4月 2020年 6月 2021年 1月 2021年 1月 2021年 1月 2021年 1月	自動車損害賠償責任保険の改定（保険料率の改定） 新型コロナウイルス感染症に関する改定（各種傷害保険、企業向け火災保険・賠償責任保険での補償対象化） 新型コロナウイルス感染症に関する改定（企業向け火災保険・賠償責任保険での補償条件の改定） 火災保険の改定（保険料率の改定、補償内容の改定等） 賠償責任保険の改定（補償内容の改定等） 自動車保険の改定（人身傷害保険の損害額基準の改定等）
[2021年度] 2021年 4月	自動車損害賠償責任保険の改定（保険料率・保険約款の改定）

保険の仕組み

1 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

同じ種類の危険にさらされている多数の人々が集まると、偶然な事故であっても一定の規則性が見られます。これを「大数の法則」といいますが、保険制度は、この「大数の法則」に基づいて、不特定多数のひとが“保険料”を出し合い損害が発生した場合に備え、相互に損害を補償しようという仕組みです。まさに「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉どおり、個人生活と企業経営の経済的安定を保障するための制度です。

(2) 保険契約の性格

① 有償契約・双務契約

保険契約は、保険者(保険会社)が、保険契約者から報酬(保険料)をいただいて、一定の偶然な事故が発生した場合に、被保険者に特定の金額(保険金)を支払うことを約束する有償・双務契約です。

② 諾成契約

保険契約は、保険契約者と保険会社の合意によってのみ成立する諾成契約です。

③ 不要式契約

保険契約は、法律上はその成立のために格別の方式を必要としない不要式契約ですが、実務上は契約引受の正確を期すために所定の申込書を作成し、ご契約成立後に保険証券を発行しています。

(3) 再保険

お客さまの安心と安全をあずかる損害保険事業においては、常に経営の安定化を図ることが肝要です。

しかし、実際には、巨大タンカーや石油化学コンビナートなどのような高額な契約に損害が発生したり、地震や風水害などの大災害が発生して、巨額な保険金の支払いが起ることもあります。

このため保険会社は、引受けた契約金額のうち、自社で負担できる金額を超える部分を、他の保険会社や再保険会社に引受けてもらうことによって、リスクの平準化・分散化を図っています。

これを「再保険」といい、損害保険事業の安定的な運営のためには、欠くことができないものです。

2 保険約款

保険内容や約束ごとは、保険約款(約款)に具体的に箇条書きにされています。

約款には、保険金を支払う場合、支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務(ご契約時に、危険に関する「重要な事実」のうち保険会社が告知を求めた事項について、事実を申し出いただく義務)、通知義務(ご契約後に保険会社が契約時に告知を求めた事項に変更が生じた場合、遅滞なく保険会社に連絡していただく義務)などが定められています。

3 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

ご契約に際し、保険料はご契約と同時ににお支払いいただくのが原則となっています。また、保険期間が始まった後であっても保険料が納められていない場合、その間に生じた事故に対しては保険金が支払われないことになっています。

また、保険契約が無効もしくは失効となった場合、または契約が解除された場合は、保険約款の規定に従い、保険料を返戻します。

(2) 保険料率

保険料率は、純保険料率(保険金の支払に充てられる部分)と付加保険料率(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。お支払いいただく保険料の算出の基礎となる純保険料率は、当社が金融庁からの認可取得または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率(保険料率のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

4 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

損害保険の募集は、一般的には保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権利を委託している代理店が行います。

保険契約の締結にあたっては、お客さまの抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案します。次に、主な意向・情報に基づいて提案した商品がお客さまの意向とどのように対応しているか、わかりやすく説明します。あわせて、お客さまが合理的な判断をなすために必要

となる事項である「重要事項」を十分に説明しなければなりません。重要事項の説明は、保険種類および性質に応じて適正に行わなければならない、特に個人向けの自動車保険、火災保険、賠償責任保険およびすべての第三分野商品(傷害、所得補償、医療等)の保険募集においては、お客さまが保険商品の内容等を理解するために必要な情報(契約概要)とお客さまに対して注意を喚起すべき情報(注意喚起情報)が記載された「重要事項説明書」を交付し十分に説明しなければなりません。さらに、保険契約者が保険申込を行おうとする保険商品がこれまでに把握したお客さまの意向に沿っているか確認のうえ、保険契約締結前に最終的に確認する「ご契約内容確認書等」を作成し、お客さまに交付しなければなりません。そして保険料をお支払いいただき、保険料と引き換えに、所定の保険料領収証を発行します。契約成立後に、原則として保険会社より保険証券と約款が送付されます。

－クーリングオフ制度について－

保険期間が1年を超える個人契約(個人事業主契約を除く)については、クーリングオフ制度が適用されます。所定の対象契約について、ご契約の「申込日」または「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した「クーリングオフ説明書等を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(2) 代理店の役割・業務内容とコンプライアンス(法令等遵守)の重要性

① 代理店の役割・業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展を図るという社会的役割を担っています。

当社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、代理店は以下のような業務を行っております。

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ・ 保険料の領収または返還
- ・ 保険料領収証の発行および交付
- ・ 保険の対象の調査
- ・ 保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・ その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

また代理店は、お客さまのニーズに応じ、財産の保全、事故の防止、防災や保険全般に関するご相談、万一事故が生じた時の解決のお手伝い等、安心と安全のプロフェッショナルとして、幅広くきめ細やかなコンサルティング

活動を行っています。

② コンプライアンスの重要性

代理店は、日頃から消費者保護の視点を第一に心がけ、「勧誘方針」を定めて公表を行っています。保険募集にあたっては、重要な事項の説明を行うとともに保険業法、保険法、金融商品販売法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法のほか各種法令を遵守することによって、代理店自らも消費者から信頼を得ることができます。

また、個人情報保護法により、個人情報の適正な取り扱いについて、法的義務が課せられています。

(3) 代理店制度

① 代理店登録・届出

代理店として損害保険の募集を行うためには、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法に基づき内閣総理大臣(実務上は権限の委任による財務(支)局長等)の登録を受ける必要があります。

また、代理店において勤務する役員・使用人に保険募集を行わせようとするときは、「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)」の「基礎単位」に合格したうえで、内閣総理大臣(実務上は権限の委任による財務(支)局長等)に届け出なければなりません。

当社の代理店数 2,620店(2021年3月31日現在)

② 代理店種別

当社では、代理店の公正な保険募集を行う能力の向上を図るために、当社独自の「代理店制度」を設けています。

この制度では、火災保険、自動車保険または傷害保険・第三分野の保険を取り扱う代理店を「種別代理店」、それ以外を「無種別代理店」と区分しています。

種別代理店については、各々の代理店の業務能力と扱保険料により、「特級」「上級」「普通」「初級」の4つの種別に分類し、さらに業務品質等を要因としてポイントを算定したうえで、それぞれに応じた代理店手数料をお支払いします。

③ 代理店資格

損害保険業界共通で行う「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)」の「基礎単位」合格者を、公正な保険募集を行うための最低限必要な知識を有しているものとしています。また、当社独自の個人資格として、「上級」資格があります。資格取得については、所定の講習を受け、かつ当社が指定する試験に合格しなければなりません。

さらに、適切な商品説明・適合性原則に則した保険募集を行うために、特に必要となる保険商品等に関する知識について一定の教育水準を確保するための「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)」の「商品単位」を、原

則としてすべての募集人が受験することとしています。

なお、2013年12月以降は、「損害保険募集人一般試験（損保一般試験）」の「商品単位」に合格しないと、当該保険商品の商品説明（概要を含む）、意向把握・意向確認および契約の締結ができなくなりました。

また、2012年7月から、「損害保険募集人一般試験（損保一般試験）」に合格した募集人が、さらなるステップアップを目指すしくみとして業界共通の制度である「損害保険大学課程」が創設されました。

④ 代理店教育

当社では、お客さまの多様なニーズにいつでも応えられる幅広い知識と技術を身につけて、活力に富み、信頼とサービスをご提供できる代理店を育成するために、資格取得のための代理店講習を常時開催するとともに、教材・DVD・eラーニング（インターネットを活用した教育システム）等を使った当社独自の代理店研修、各種セミナー等を随時開催するなどして、代理店業務知識、周辺知識を習得するための教育を実施しております。

また、代理店の体制について、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定、適切な教育・管理・指導、自己点検等の監査、改善に向けた指導を行っております。

「お客さま本位の業務運営に関する方針」の取組状況について

方針1. お客さまの声に対する取組み

お客さまをはじめ、関係者の皆さまから寄せられたご意見・ご要望・ご不満などの「お客さまの声」を真摯に受け止め、適正かつ迅速に対応し、早期に解決、業務改善を図ることにより、お客さま満足度の向上を図ってまいります。

【主な取組み】

(1) お客さまの声の収集

お客さまの声は、本店に設置している「お客様相談室」や各種コールセンターのほか、全国の営業・損害サービス拠点および代理店において幅広くお受けしております。

また、2020年4月からご契約いただいたお客さま向けの「ご契約時WEBアンケート」を開始したほか、「事故対応アンケート」においてはこれまでの自動車保険に加え、2020年6月からは火災・傷害・新種保険も開始するなど、より多くのお客さまの声をお受けし、ご期待やニーズの把握に積極的に取り組んでおります。

また、寄せられたお客さまの声は社内システムに登録して一元管理し、取締役をはじめとする本店管理部門の部門長全員で迅速に共有する態勢を整えております。

★保険金のお支払い時が損害保険会社にとって最大の使命を発揮する時であり、お客さまに安心を提供できる時であると考え、「自動車保険の事故対応アンケート」の結果を「お客さま本位の業務運営に関する方針」の定着状況を図る指標(KPI)として設定しております。

◇自動車保険の事故対応アンケート結果

(2020年4月～2021年3月)

「満足 63.2%」「やや満足 26.7%」「普通 4.3%」

「やや不満 1.8%」「不満 2.6%」「その他 1.5%」

(2) お客さまの声の活用

寄せられたお客さまの声は、原因分析を行い経営陣に報告しております。

さらに、2020年度からは新たな取組みとして業務品質統括部を事務局とする業務品質検討会を開催し、本店管理部門や営業部門、損害サービス部門や各種コールセンターと連携しながら、全社一丸となって業務改善・品質の向上および商品の改定などにつなげております。

改善へ向けた取組み状況は、公式ホームページに公表しております。

方針2. セコムグループらしい商品・サービスの開発と利便性の向上に向けた取組み

お客さまにとって本当に必要かつセコムグループらしい独創的な商品・サービスをご提供できるよう努めます。
また、お客さまにご利用いただくシステムの利便性を向上させてまいります。

【主な取組み】

(1) 新しい商品・サービスの開発

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特定感染症を補償する各種商品（各種傷害保険、企業向け火災保険・賠償責任保険）について、新型コロナウイルス感染症を補償の対象とする商品改定を行いました。

・セコム安心マイホーム保険（家庭総合保険）では、家財に高額貴金属等を含む契約において、高額貴金属等の保険金額を設定することで包括的に補償する方式に変更する商品改定を行いました。この改定によりペーパーレスでの契約が可能となり、お客さまの利便性向上につながっております。また、一定の条件を満たすご契約を対象に、セコムグループの保険会社ならではのサービスとして、セコム（株）の防災グッズが抽選で当たる「セコム損保の付帯サービス（懸賞）」を開始しました。

・企業向けの火災保険では、近年の大規模災害で建物の復旧に時間がかかる現状を鑑み、新価保険特約における事故発生後の復旧義務（原則2年以内）を撤廃するなど、お客さまの声を反映した商品改定を行いました。

・自動車保険では、人身傷害保険の損害額の基準について、直近の平均余命や物価水準および賃金水準等の変動を反映させる等の商品改定を行いました。

(2) 契約手続きの利便性向上

従来のお客さま専用WEBページを抜本的に見直し、2020年7月に「セコム損保マイページ」として全面リニューアルし、お客さまの利便性を向上させました。

主な対応は以下のとおりです。

・マイページから契約内容や事故場所などを特定した事故報告が可能となりました。

・マイページから更改手続きが可能となりました。

・代理店の連絡先を任意で登録できるようになりました。

方針 3. 保険募集に対する取組み

保険商品の販売に際しては「勧誘方針」を定め、適正であることはもとより、お客さまのご意向と実情に応じた丁寧な説明を行ってまいります。

⇒ 勧誘方針（P 22に掲載）

【主な取組み】

（1）情報のわかりやすいご提供

・お客さまから当社への連絡先について表示方法が保険の種類毎に統一されていなかったため、火災保険、自動車保険について、「事故時の連絡先」「保険に関するお問い合わせ先」をパンフレットの裏表紙に併記し、目的に応じた連絡先が目でわかるように改善いたしました。

・自動車保険のパンフレットにおいては「人身傷害保険、搭乗者傷害保険、人身傷害の自動車事故特約、自損事故傷害特約、無保険車事故傷害特約」の「補償範囲と事故の種類」を説明する表を見直すことで、より補償内容が分かりやすくなるように改善しました。

・通信販売による保険募集においては、

- 1.わかりやすい募集ツール等の作成
- 2.重要事項等の説明の徹底
- 3.お客さまの意向確認の徹底

に取り組んでおります。特にインターネット契約においては、お客さまが契約締結前にご契約内容を十分確認いただけるよう、画面の表示を工夫するなどして改善に取り組んでおります。

（2）代理店に対する教育・管理・指導

代理店・募集人が損害保険の基礎知識や商品に関する業務知識を習得できるようサポートするとともに、法令で定められた財務局への登録、募集人届出および保険募集に必要な資格の取得状況等の管理を行っております。

方針 4. 保険金を適正にお支払いするための取組み

迅速・適切な保険金のお支払いが、基本的かつ重要な社会的使命であることを十分に認識し、適正な保険金のお支払いを実現するように努めます。

【主な取組み】

（1）正しい保険金のお支払い

過不足のない保険金を適正にお支払いするため、管理部門である保険金審査グループにおいて支払内容のサンプリング点検を実施し、点検結果の集約および分析を継続的にを行い改善に努めております。

また、保険金をより一層迅速・適切にお支払いするために、2020年6月に火災保険、傷害保険、新種保険の新システムを構築し、正しい保険金のお支払いの更なる取組み強化を進めております。

（2）迅速な保険金のお支払い

①保険金支払管理部門による各サービスセンターへの指導を強化し、支払所要日数の短縮を目指しております。また、大規模災害等の事故受付の態勢が迅速に整うよう取り組んでおります。

②保険金請求の際にご提出いただく書類の一部を省略する社内規程を新設し、保険金ご請求手続きの簡素化を図りました。また、保険金の早期お支払いを目的とした社内事務手続きの改善にも取り組んでおります。

（3）安心のご提供

◆事故受付体制強化の取組み

事故発生のご連絡の際にお客さまをお待たせせずにご対応ができるよう、あらたに第二事故受付センターを設置し、事故受付体制の強化を図りました。また、これまでは特定の災害等に対してインターネット上での事故受付を開設しておりましたが、2021年3月に火災保険、傷害保険、新種保険については常時受付できるように改善を図り、お客さまの利便性を高める取組みを行いました。

◆災害対応強化の取組み

台風や地震などの災害発生時には、全国の保険金支払部門の拠点に分散して保険金のお支払いの対応を行うことで、迅速に保険金をお支払いする体制を構築しました。

◆ドライブレコーダーの映像を活用する取組み

お客さまが事故に遭われた際のドライブレコーダーの映像をアップロードできる専用ウェブページを導入したことで、事故状況のいち早い把握や、事故対応の精度を高める取組みを行いました。

方針5. 利益相反への取組み

お客さまの利益を不当に害することの無いよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を遂行いたします。

⇒ 利益相反管理方針(P59に掲載)

【主な取組み】

「利益相反管理方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう努めています。

方針6. 行動指針の定着への取組み

「セコム損保の基本行動指針」および「中期事業計画における行動指針」を定め、正しさに立脚したお客さま中心の業務運営の重要性を、あらゆる機会をとらえて繰り返し周知徹底を図ってまいります。

【セコム損保の基本行動指針】

1. お客様への礼節ある対応
2. 正しい募集、正しい事務処理、正しい保険金支払い
3. 風通しのいい組織作り
4. 正しい利益の追求

【中期事業計画(2020-2022)における『行動指針』】

- 私たちは、最適・最良の商品・サービスを提供することで、お客さまのニーズに応えます。
- 私たちは、礼節と責任をもって誠実に対応することで、お客さまの信頼に応えます。
- 私たちは、タイムリー・スピーディに、かつ正しさを追求して行動することで、お客さまの期待に応えます。

当社で働く社員が常にお客さまのことを第一に考えて行動できるよう、「セコム損保の基本行動指針」を定め、ポスターを作成し全事業所に掲示することで周知しております。また、「中期事業計画における行動指針」を全社員に周知するために、中期事業計画(2020-2022)を社内イントラに掲載し、いつでも確認できるようにしております。

なお、責任者研修などの各種社内研修においても、講習項目として「セコム損保の基本行動指針」「お客さま本位の業務運営に関する方針」を取り上げ、講義を実施しております。

1

保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
- お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際しましては、所定の「重要事項」を説明いたします。

2

お客さまの保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品の販売等に努めます。

- 保険販売等においては、リスクの内容を分析し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- お客さまに関する情報につきましては、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮してまいります。

3

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。

4

保険商品の説明やご契約にあたっては、お客さまの立場にたって、場所や時間帯について十分に配慮してまいります。

5

保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な保険販売を行うよう努力してまいります。

6

お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に十分に反映させていただき、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

保険相談サービス

お客様相談室

当社では、損害保険についてのご質問・ご意見からご不満に至るまで、お客さまからのお問い合わせ専用窓口として、「お客様相談室」を設置し、専任スタッフによる適切な説明、迅速な対応を行っています。また、承りましたご相談、苦情等につきましては、担当の営業拠点、損害サービス拠点等の関連部署と連携し、お客さまからのお申し出内容にお応えするよう努めています。

2020年度にお客様相談室で受け付けたお問い合わせ・ご相談・苦情の件数は8,286件でした。また、お客様相談室のほか、全事業所に寄せられた苦情の件数は以下のとおりです。

2020 年度 苦情受付件数

契約・募集行為	契約管理・保全・集金	保険金	その他	合計
591 件	526 件	607 件	143 件	1,867 件

お客様相談室専用フリーダイヤル 0120-333-962

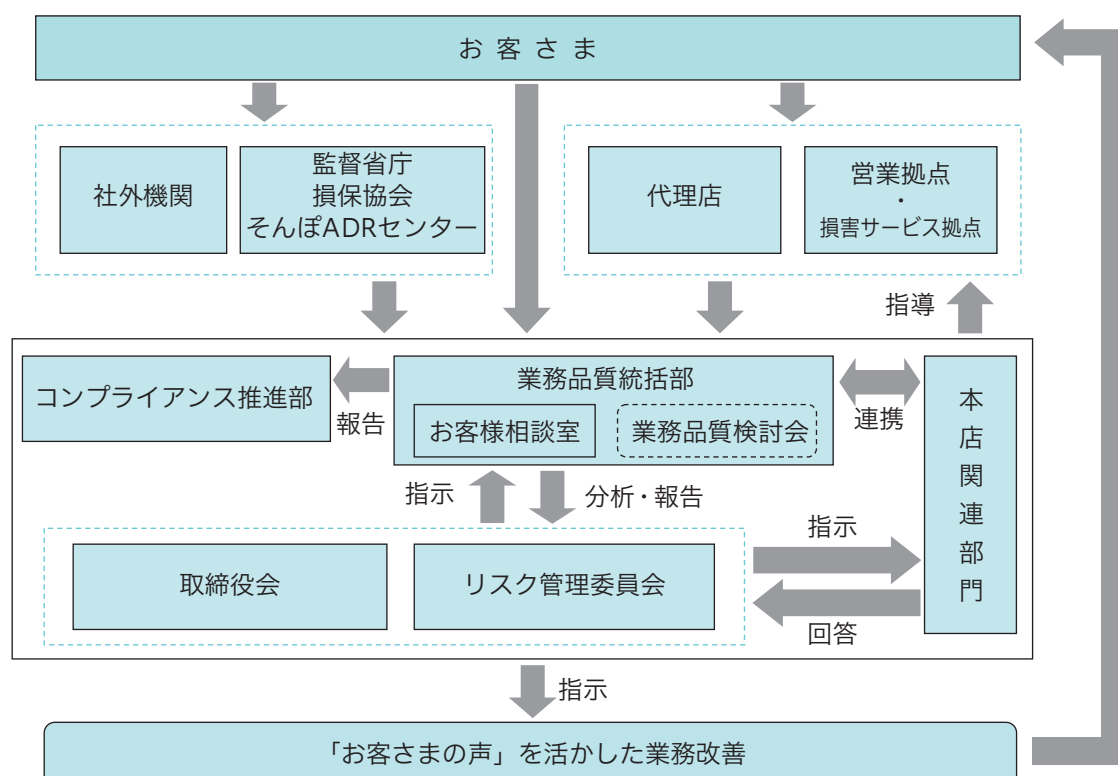
受付時間：月曜～金曜 9：00～12：00、13：00～18：00（祝日・休日および12月31日～1月3日を除きます。）

「お客さまの声」に関する取組み

当社では、損害保険業務に関する当社ならびに代理店の対応等に対するお客さまからの不満足の表明を「苦情」と定義しております。保険契約者、被保険者、保険金請求権者などから寄せられる「苦情」のほか、保険相談、ご意見・ご要望を含めた「お客さまの声」を真摯に受け止め、速やかに誠意を持って対応いたします。

「お客さまの声」として寄せられた苦情・相談等につきましては、「お客さまの正当な権利の保護」、「お客さま第一主義」に則り適正・的確かつ迅速に対応するため、「お客さまの声 受付・報告システム」にて即時の社内共有と一元管理を実施しております。

お客さま満足度および当社の信頼性の向上を図る取組みとして、「お客さまの声」の収集・分析・改善・検証といった一連のプロセスを着実に遂行すべく、2020年度より業務品質検討会を開催、本店管理部門や営業部門、損害サービス部門と連携し業務改善・品質向上につなげて、一層良質なサービスを提供してまいります。



損害保険業界では、中立・公正な立場で問題を解決する紛争解決機関を設置しています。
詳しくは以下をご参照ください。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808

受付時間：月曜～金曜 9:15～17:00（祝日・休日および12月30日～1月4日を除きます。）

※ ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※ 電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名 称	直通電話	名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

そんぽADRセンター以外の紛争解決機関

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

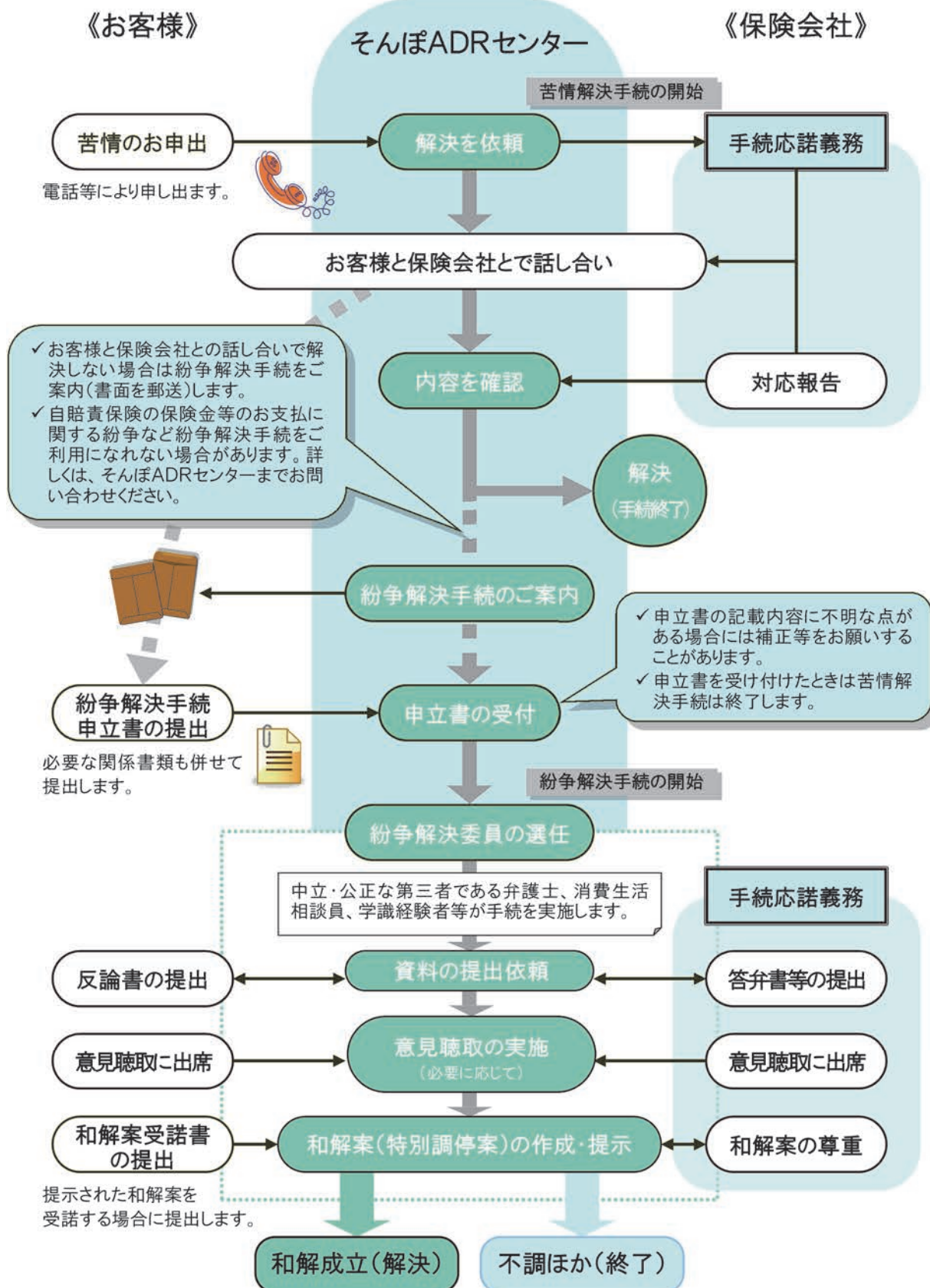
公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



Ⅱ. 当社の概況・組織

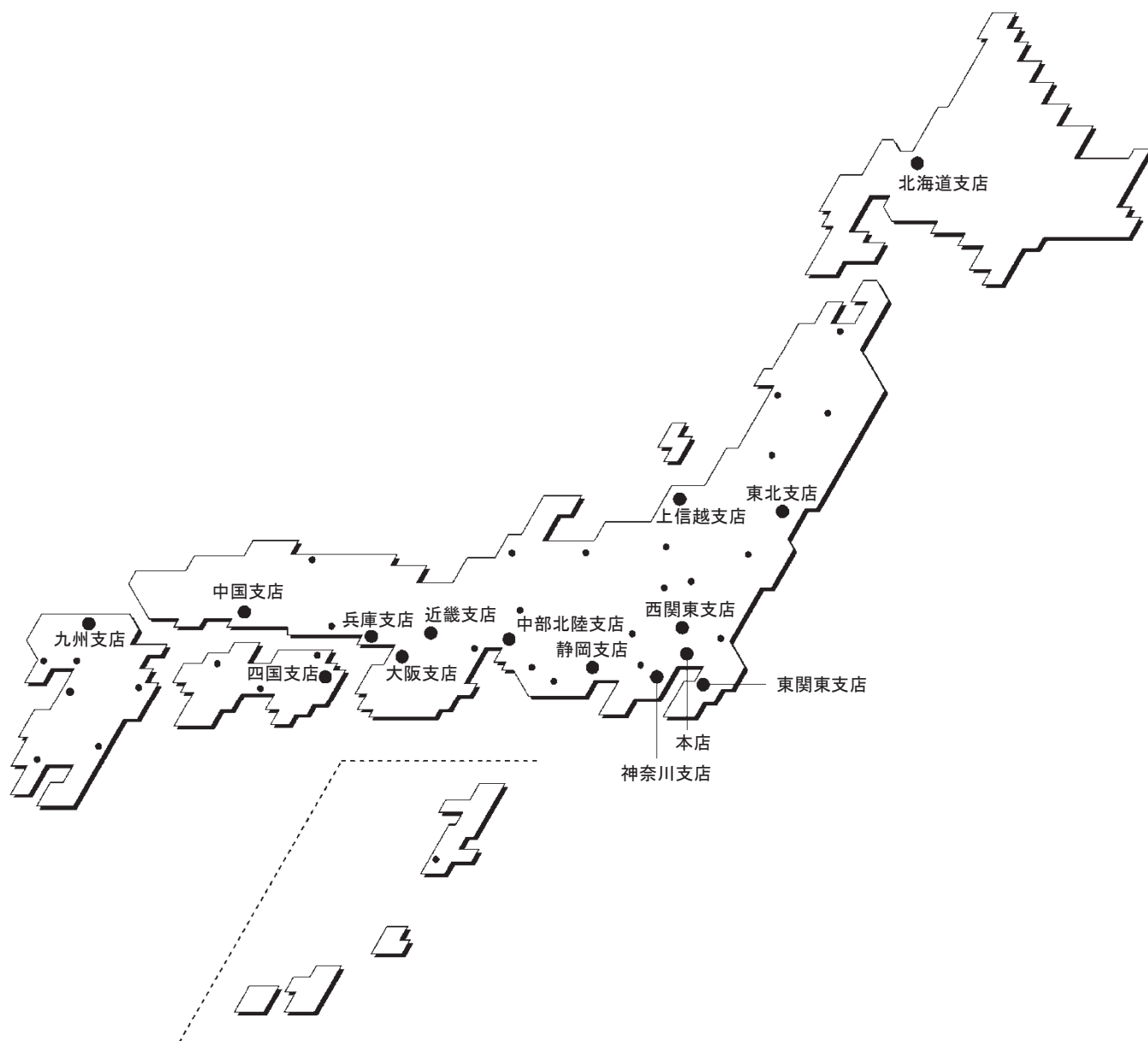
1 経営の組織(2021年7月1日現在)

1 サービスネットワーク

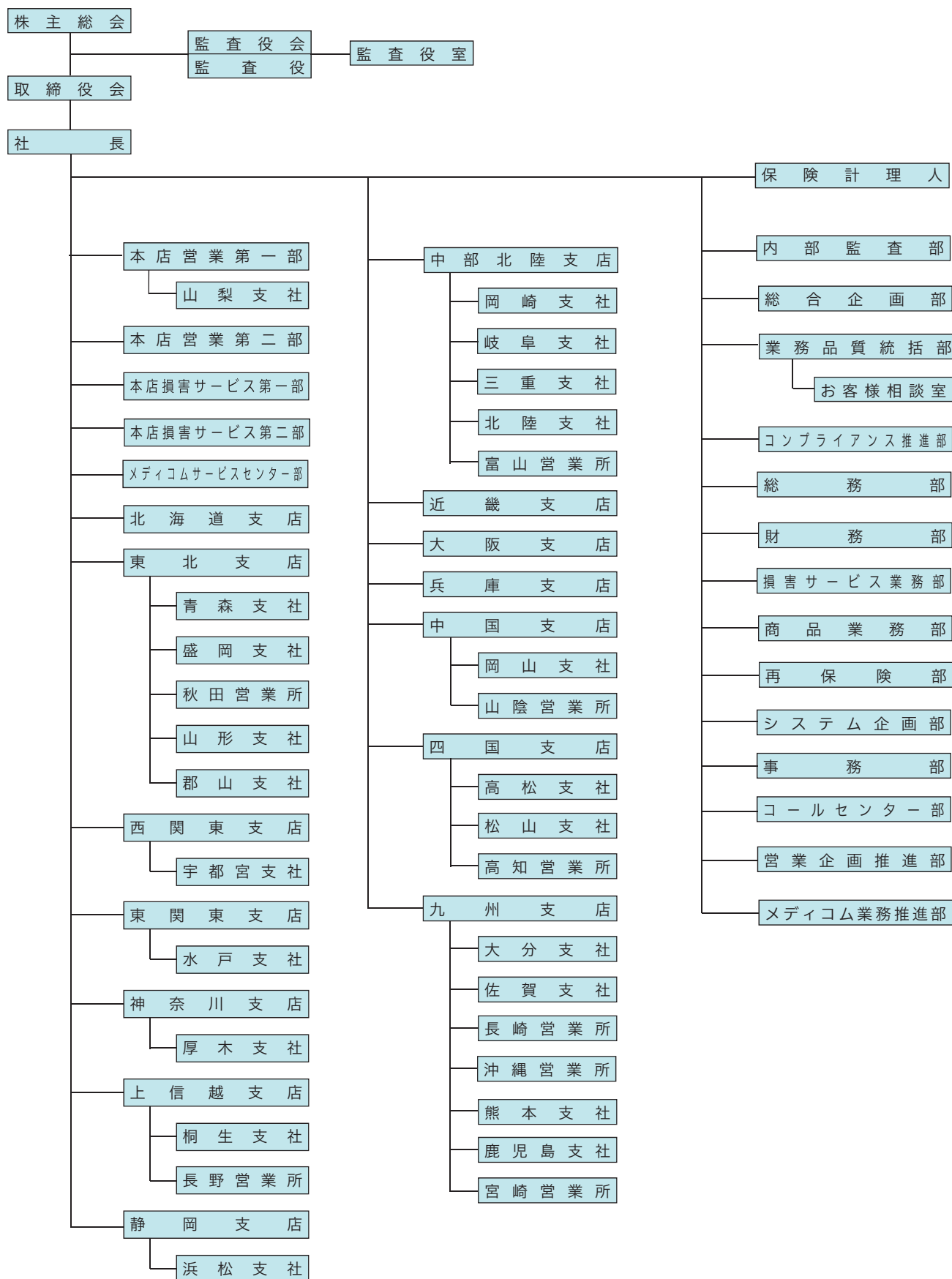
本店を東京に置き、日本全国44カ所に営業拠点を配置し、お客さまのご要望にお応えしております。また、事故の際は、事故受付センターをはじめ、本店および日本全国のサービスセンターにおいて万全の対応を期しております。

さらに、自動車保険にご加入のお客さまが万一交通事故に遭われたとき、グループの中核であるセコムおよび関連会社所有の全国約2,700カ所の緊急発進拠点から、お客さまの要請に基づき24時間365日いつでもセコムの緊急対応員が自動車事故現場に駆けつける現場急行サービス^{*}を行っております。

※事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、現場急行サービスは提供されません。



2 組織図



2 株主・株式の状況

当社の発行する株式は、すべて普通株式であり、2021年3月31日現在の発行する株式の総数は4億4,800万株、発行済株式総数は1億6,200万株、資本金は168億880万円です。

1 基本事項

- ① 総会開催時期 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催いたします。
- ② 決算期日 3月31日(年1回)
- ③ 株主名簿管理人 〒100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 〔郵便物送付先〕 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1丁目1番Jタワー
〔および連絡先〕 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-232-711(平日9:00~17:00)
- ④ 公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URL <https://www.secom-sonpo.co.jp/>

2 株主総会議案等

第72回定時株主総会が、2021年6月24日に開催され、以下の通り報告ならびに決議されました。

報告事項 第72期〔2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)〕事業報告および計算書類報告の件

本件は、その内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案通り承認可決され、第72期の期末配当金は、当社普通株式1株につき3円と決定いたしました。

第2号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案通り承認可決され、取締役に中村毅、門脇達夫、川井孝博、中村理、榎本靖、陶山敏行の6氏が再選され、新たに石川善朗、宇田川太志の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案通り承認可決され、退任取締役梶木啓司、吉川雅秀の両氏に對し、在任中の功勞に報いるため、当社の定める一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任されました。

3 株式分布状況

所有者別状況

(2021年3月31日現在)

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単 元 未 満 株式の状況
	政府および地方 公 共 団 体	金 融 機 関	金 融 商 品 取 引 業 者	そ の 他 の 法 人	外 国 法 人 等 (うち個人)	個 人 そ の 他	計	
株 主 数 (人)	—	10	1	14	— (—)	54	79	—
所有株式数 (単元)	—	1,680	20	158,687	— (—)	1,597	161,984	株 16,000
割合 (%)	—	1.04	0.01	97.96	— (—)	0.99	100.00	—

(注) 自己株式1,155,000株は、「個人その他」に1,155単元含まれております。

4 大株主

(2021年3月31日現在)

順位	氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
1	セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	157,333	97.82
2	日本化薬株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	580	0.36
3	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	350	0.22
4	朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1-6-1	320	0.20
5	富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	270	0.17
6	株式会社阿波銀行	徳島県徳島市西船場町2-24-1	180	0.11
7	廣瀬 真知子	東京都世田谷区	166	0.10
8	中外産業株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150	0.09
9	株式会社ミツバ	群馬県桐生市広沢町1-2681	145	0.09
10	セコム損保従業員持株会	東京都千代田区平河町2-6-2	141	0.09
計			159,635	99.25

(注) 自己株式1,155,000株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

5 配当政策

当社の配当の決定は事業年度に1回、株主総会決議によるものとしております。

当社は損害保険事業の性格上、台風・地震等の異常災害に備えるため内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様に対し長期的に安定した配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき3円といたしました。

6 資本金の推移

(単位：百万円)

	増 資 額	増資後資本金	摘 要
2008年 3月28日	2,482	8,093	有償第三者割当
2008年12月18日	6,465	14,558	有償第三者割当
2009年 4月22日	2,250	16,808	有償第三者割当

7 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株式数(千株)	発行総額(百万円)	摘 要
普通株式	2008年 3月28日	17,000	4,964	有償第三者割当(1名)
普通株式	2008年12月18日	67,000	12,931	有償第三者割当(1名)
普通株式	2009年 4月22日	50,000	4,500	有償第三者割当(1名)

3 役員の状況

取締役および監査役

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担 当
代表取締役社長	なかむら たけし 中村 毅 (1958年12月16日生)	1982年 4月 当社入社 2003年 4月 京都支店長 2007年 4月 千葉支店長 2011年 4月 事務部長 2014年 6月 コンプライアンス推進部長 2015年 6月 取締役 2019年 6月 常務取締役 2020年 6月 代表取締役社長(現任)	-
常務取締役	かどわき たつお 門脇 達夫 (1963年11月11日生)	1987年 4月 日本開発銀行入行 2009年 6月 株式会社日本政策投資銀行金融法人部次長 2011年 6月 同行産業調査部経済調査室長 2013年 6月 同行リスク統括部長 2015年 6月 当社常勤監査役 2019年 6月 常務取締役(現任)	・ 管理部門統轄 ・ 総務部
取締役	かわい たかひろ 川井 孝博 (1960年5月13日生)	1985年 4月 当社入社 2006年 4月 さいたま支店長 2008年 4月 徳島支店長 2012年 4月 仙台支店長 2015年 4月 本店営業第一部長 2016年 6月 取締役(現任)	・ コンプライアンス推進部 ・ 事務部 ・ コールセンター部 ・ 業務品質統括部長委嘱 ・ 個人データ管理責任者 ・ 顧客情報管理責任者
取締役	なかむら おさむ 中村 理 (1964年11月2日生)	1987年 4月 朝日生命保険相互会社入社 2012年 4月 同社岡山支社長 2015年 4月 同社越谷支社長 2016年 4月 当社顧問 2016年 6月 取締役(現任)	・ 内部監査部
取締役	えのもと やすし 榎本 靖 (1957年11月4日生)	1981年 4月 東亜火災海上再保険株式会社入社 2006年 6月 トーア再保険株式会社取締役海外営業部長(兼)経営企画部中国室長 2008年 6月 同社常務取締役海外営業部長(兼)香港支店長(兼)経営企画部中国室長 2011年 6月 株式会社スンダイ常務取締役 2015年 7月 当社入社 総合企画部特命部長 2017年 6月 取締役(現任)	・ 財務部 ・ 商品業務部 ・ 再保険部
取締役	すやま としゆき 陶山 敏行 (1963年12月9日生)	1988年 4月 当社入社 2008年 4月 横浜支店長 2013年 4月 本店営業第二部長 2020年 4月 営業企画推進部長 2020年 6月 取締役(現任)	・ 営業企画推進部 ・ メディコム業務推進部
取締役	いしかわ よしお 石川 善朗 (1962年6月19日生)	1986年 4月 当社入社 2008年 1月 コールセンター部長 2011年 4月 京都支店長 2013年 4月 名古屋支店長 2015年10月 総合企画部長 2021年 6月 取締役(現任)	・ 総合企画部 ・ システム企画部
取締役	うだがわ ふとし 宇田川 太志 (1963年8月25日生)	1986年 4月 当社入社 2005年 4月 神戸支店長 2010年 4月 静岡支店長 2013年 4月 横浜支店長 2015年 4月 名古屋支店長 2020年 4月 中部北陸支店 執行役員支店長 2021年 4月 損害サービス業務部 執行役員部長 2021年 6月 取締役(現任)	・ 損害サービス業務部 ・ 本店損害サービス第一部 ・ 本店損害サービス第二部 ・ メディコムサービスセンター部

Ⅱ. 当社の概況・組織

役職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担 当
常勤監査役	めくろ ひろゆき 目黒 洋行 (1957年12月26日生)	1980年 4月 第一火災海上保険相互会社入社 2001年 4月 当社入社 2008年 4月 仙台支店長 2012年 4月 福岡支店長 2017年 4月 営業企画推進部特命部長 2018年 6月 常勤監査役(現任)	—
監査役	もりずみ けいじ 森住 恵二 (1963年11月6日生)	1986年 9月 青山監査法人入所 1992年 1月 プライス・ウォーターハウスロンドン事務所駐在 1995年 2月 青山監査法人金融部マネージャー 1999年 9月 青山監査法人社員 2004年 7月 森住公認会計士事務所代表(現任) 2012年 6月 株式会社アイロムグループ社外監査役 2016年 6月 当社監査役(現任) [主要な兼職] 森住公認会計士事務所代表	—
監査役	つじ やすひろ 辻 康弘 (1963年1月29日生)	1985年 3月 セコム株式会社入社 2014年 7月 同社総合企画担当役員付担当部長 2015年 4月 同社グループ運営監理部長(現任) 2015年 6月 セコム上信越株式会社監査役(現任) 2018年 6月 東洋テック株式会社社外監査役(現任) 2018年 6月 当社監査役(現任) [主要な兼職] セコム株式会社グループ運営監理部長 セコム上信越株式会社監査役 東洋テック株式会社社外監査役	—
監査役	かねだ しげる 金田 繁 (1970年12月27日生)	1996年 4月 最高裁判所司法研修所(50期) 1998年 4月 森綜合(現: 森・濱田松本)法律事務所 2004年 9月 Rothwell, Figg, Ernst&Manbeck法律事務所 研修 2005年 4月 Garvey Schubert Barer 法律事務所 研修 2005年 9月 森・濱田松本法律事務所 2012年 4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員(原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員: 現任) 2015年 7月 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所(現任) 2016年 4月 さくら総合リート投資法人 監督役員 2019年 6月 当社監査役(現任) [主要な兼職] 原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所	—

(注) 監査役森住恵二、監査役金田繁は、社外監査役であります。

4 会計監査人の状況

当社は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

5 従業員の状況

1 従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

(2021年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
456	45.9	17.2	7,427,441

(注)1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。

2.平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2 新卒定期採用数の推移

2019年度	2020年度	2021年度
13名	8名	9名

3 採用方針

高い志を持ち、目標達成に向け全力で取り組むことができる自立(自律)した人材を確保するため、積極的に採用活動を展開しております。

4 研修制度

社員一人ひとりの成長こそが当社発展の原動力と考え、「自ら学び、考えて、実践する人材」、「保険のプロとして、お客さまの期待に応え、信頼される人材」、「目標達成のために、相互に協力し助け合う人材」の育成に向け、各種研修制度を実施しております。

- ・新卒定期入社時研修
- ・エルダー制度(新卒定期入社者育成制度)
- ・テーマ別研修
- ・新卒定期入社者フォローアップ研修
- ・階層別研修
- ・通信教育プログラム

5 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しております。

- ・転勤社宅制度(借上げおよび社有)
- ・単身赴任者への帰省費用補助(実費年16回)
- ・企業型確定拠出年金制度(マッチング拠出制度あり)
- ・保養所等厚生施設
- ・インフルエンザ予防接種費用補助
- ・資格取得および自己啓発の支援
- ・産前・産後休暇制度(有給)
- ・財形貯蓄制度
- ・慶弔見舞金支給制度

など

6 格 付

日本格付研究所(J C R)による格付	A A
S & P グローバル・レーティング・ジャパンによる格付	A -

※格付は2021年7月1日現在における格付会社の意見であり、変更されることもあります。詳細については、当社のホームページ(<https://www.secom-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

1 直近事業年度における事業の概況(2020年度)

【事業の概況】

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が制限されるなど厳しい状況が継続しておりますが、新たなサービスの浸透や金融市場の回復、各種政策等の効果により、次第に持ち直しの動きも生じてきております。一方で感染者は拡大と縮小を繰り返しており、予断を許さない状況が続いています。

当社をとりまく損害保険業界におきましては、近年自然災害が激甚化・頻発化する中、当期も台風の日本への上陸はなかったにもかかわらず豪雨や寒波、更には地震による被害も発生するなど、自然災害の影響は大きなものとなり、適切なリスク管理がさらに重要性を増す経営環境となっております。また新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも迅速かつ適切な保険金支払いなど、お客さまの期待に応えることが重要な使命であり、様々な業務品質の向上を推進するとともにBCP態勢の整備をすることが重要な経営課題となりました。

このような中、当社は、「信頼される安心を、社会へ。」をコーポレートメッセージとして掲げ「社会システム産業」の構築を目指すセコムグループの一員として、お客さまに「安全・安心・快適・便利」な商品やサービスの提供に努めております。当社は、新たに中期事業計画（2020-2022）を策定しておりますが、この主要施策の一環として、お客さまサービス・業務品質の向上とBCP対応を目的とした新損害サービスシステムの構築を進め、当期は火災保険を中心とした主力商品において新システムが稼働開始しております。そのほか、良質なサービスの提供を目的とし、お客さまがWEB上でご契約の管理や更新手続きを行うことができる「セコム損保マイページ」の全面リニューアルや、お客さまWEBアンケートを開始しております。商品面では、「セコム安心マイホーム保険」のご契約者さまを対象にセコム(株)の防災グッズが抽選で当たる「セコム損保の付帯サービス（懸賞）」を開始しております。また、社会貢献活動としては、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」の趣旨に賛同し、継続して協力しております。

【会社が対処すべき課題】

経済の先行きが不透明な中、当社としては、セコムグループならではの魅力ある商品やサービスをご提供するとともに、お客さま本位の業務運営に注力し、お客さまに信頼される損害保険会社を目指してまいります。

また、急激に進む環境変化にしなやかに対応しつつ、セコムグループの損害保険会社としての存在感をより一層高め、安定的な収益確保を維持し、バランスを考慮した持続的成長を経営目標とした中期事業計画（2020-2022）を策定しており、この計画を着実に実行することで、さらに社会に貢献すべく邁進してまいります。

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

【当期の業績】

保険引受収益は549億63百万円、資産運用収益は27億42百万円、その他経常収益は26百万円となり、経常収益は前期に比べ31億52百万円減少し577億32百万円となりました。

一方、保険引受費用は466億50百万円、資産運用費用は98百万円、営業費及び一般管理費は97億98百万円、その他経常費用は18百万円となり、経常費用は前期に比べ42億62百万円減少し565億65百万円となりました。この結果、経常利益は11億67百万円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べ29百万円増加し5億21百万円となりました。

●決算のしくみ(単位：百万円)

I					
保険引受収益	54,963	資産運用収益	2,742	経常収益	57,732
正味収入保険料	52,864	利息及び配当金収入	2,447		
収入積立保険料	1,732	有価証券売却益	661	I	
積立保険料等運用益	366	積立保険料等運用益振替	△366	経常費用	56,565
		その他経常収益	26		
				II	
				経常利益	1,167
				+	
I				特別損失	△488
保険引受費用	46,650	資産運用費用	98		
正味支払保険金	25,496	有価証券売却損	94	I	
損害調査費	3,132	有価証券評価損	3	法人税及び住民税	1,141
諸手数料及び集金費	8,464	営業費及び一般管理費	9,798	法人税等調整額	△984
満期返戻金	3,641	(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	9,638		
支払備金繰入額	3,202	その他経常費用	18	II	
責任準備金繰入額	2,685			当期純利益	521
I					
保険引受に係る営業費及び一般管理費	9,638				
+					
その他収支	34				
II					
保険引受利益	△1,290				

2 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	43,868 (△3.9%)	45,385 (3.5%)	47,721 (5.1%)	51,621 (8.2%)	52,864 (2.4%)
経常収益 (対前期増減率)	49,918 (△4.7%)	50,735 (1.6%)	53,461 (5.4%)	60,885 (13.9%)	57,732 (△5.2%)
経常利益 (対前期増減率)	3,014 (46.7%)	2,017 (△33.1%)	954 (△52.7%)	57 (△93.9%)	1,167 (1,919.4%)
当期純利益 (対前期増減率)	1,278 (35.8%)	587 (△54.1%)	515 (△12.2%)	491 (△4.7%)	521 (6.0%)
正味損害率	48.1%	50.7%	66.7%	60.0%	54.2%
正味事業費率	34.2%	34.1%	33.5%	34.2%	34.2%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	2,364 (1.7%)	2,434 (3.0%)	2,683 (10.2%)	2,560 (△4.6%)	2,447 (△4.4%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.36%	1.36%	1.51%	1.44%	1.36%
資産運用利回り (実現利回り)	1.97%	1.81%	1.88%	1.12%	1.68%
資本金の額 (発行済株式の総数)	16,808 (162,000千株)	16,808 (162,000千株)	16,808 (162,000千株)	16,808 (162,000千株)	16,808 (162,000千株)
純資産額	38,922	36,646	33,910	29,690	35,761
総資産額	217,006	220,344	217,926	215,647	228,916
1株当たり純資産額	241.98円	227.83円	210.82円	184.59円	222.33円
1株当たり当期純利益	7.94円	3.65円	3.20円	3.05円	3.23円
自己資本比率	17.9%	16.6%	15.6%	13.8%	15.6%
積立勘定として経理 された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	153,961	156,576	156,157	158,289	160,975
貸付金残高	1,194	1,045	906	759	602
有価証券残高	152,941	145,309	147,193	136,014	145,454
単体ソルベンシー・マージン比率	651.8%	619.4%	645.0%	694.5%	687.2%
配当性向	37.7%	82.1%	93.5%	98.2%	92.6%
従業員数	472名	469名	461名	460名	456名

3 業務の状況を示す指標

1 主要な業務の状況を示す指標

1. 正味収入保険料および元受正味保険料

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2018年度			2019年度			2020年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	16,410	34.4	5.9	18,432	35.7	12.3	18,768	35.5	1.8	
傷害	470	1.0	△6.3	456	0.9	△3.0	428	0.8	△6.1	
自動車	7,750	16.2	1.3	8,258	16.0	6.5	8,787	16.6	6.4	
自動車損害賠償責任	2,351	4.9	△8.8	2,343	4.5	△0.3	1,923	3.6	△17.9	
その他の	20,738	43.5	8.3	22,130	42.9	6.7	22,956	43.4	3.7	
(うち満期戻総合)	(109)	(0.2)	(△31.7)	(376)	(0.7)	(244.5)	(120)	(0.2)	(△67.9)	
(うち費用利益)	(17,306)	(36.3)	(9.1)	(18,440)	(35.7)	(6.5)	(19,654)	(37.2)	(6.6)	
合計	47,721	100.0	5.1	51,621	100.0	8.2	52,864	100.0	2.4	

(注)1.正味収入保険料は、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

2.費用利益種目の主なものは「自由診療保険メディコム」です。

元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2018年度			2019年度			2020年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	災	28,195	46.8	14.7	31,039	44.9	10.1	31,392	47.1	1.1
傷	害	501	0.8	△5.4	483	0.7	△3.5	458	0.7	△5.1
自 動 車	車	7,923	13.2	2.0	8,400	12.1	6.0	8,959	13.4	6.7
自動車損害賠償責任		959	1.6	△4.7	913	1.3	△4.8	730	1.1	△19.9
そ の 他		22,623	37.6	4.4	28,324	41.0	25.2	25,085	37.7	△11.4
(うち満期戻総合)		(1,773)	(2.9)	(△10.8)	(6,283)	(9.1)	(254.3)	(1,915)	(2.9)	(△69.5)
(うち費用利益)		(17,200)	(28.6)	(7.5)	(18,440)	(26.7)	(7.2)	(19,654)	(29.5)	(6.6)
合 計		60,201	100.0	8.4	69,160	100.0	14.9	66,627	100.0	△3.7
従業員1人当たり元受正味保険料		130		10.2	150		15.1	146		△2.8

(注)1.元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

2.従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

2. 受再正味保険料および支払再保険料

受再正味保険料

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2018年度			2019年度			2020年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	13	0.6	5.5	9	0.5	△26.5	8	0.5	△12.3	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	5	0.3	△6.1	1	0.1	△73.2	0	0.0	△61.9	
自動車損害賠償責任	2,072	95.0	△9.4	2,077	94.4	0.3	1,669	94.0	△19.6	
その他の	90	4.1	△2.1	112	5.1	25.2	96	5.4	△14.4	
(うち満期戻総合)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(うち費用利益)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
合 計	2,181	100.0	△9.0	2,201	100.0	0.9	1,775	100.0	△19.4	

支払再保険料(出再正味保険料)

(単位：百万円、%)

年 度 種 目		2018年度			2019年度			2020年度		
		金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
火災	災	11,797	90.4	29.8	12,616	90.9	6.9	12,632	91.5	0.1
傷	害	30	0.2	10.4	27	0.2	△10.9	30	0.2	10.6
自 動 車	車	177	1.4	41.2	143	1.0	△19.2	172	1.2	19.8
自動車損害賠償責任		679	5.2	△4.8	647	4.7	△4.8	477	3.5	△26.3
そ の 他		357	2.7	△55.9	444	3.2	24.3	493	3.6	11.1
(うち満期戻総合)		(46)	(0.4)	(51.6)	(44)	(0.3)	(△4.1)	(62)	(0.5)	(39.0)
(うち費用利益)		(△106)	(△0.8)	(△177.9)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		13,043	100.0	21.1	13,879	100.0	6.4	13,806	100.0	△0.5

III. 当社の主要な業務に関する事項

3. 解約返戻金および保険引受利益

解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度	2020年度
火 災	災 害	997	1,449	1,216
傷 害	車 損	0	0	1
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	131	123	141
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	91	83	75
そ の 他	そ の 他	177	201	246
(う ち 満 期 戻 総 合)	(う ち 満 期 戻 総 合)	(157)	(178)	(234)
(う ち 費 用 利 益)	(う ち 費 用 利 益)	(0)	(1)	(1)
合 計	合 計	1,397	1,858	1,681

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2018年度	2019年度	2020年度
保 險 引 受 収 益	保 險 引 受 収 益	50,240	57,910	54,963
保 險 引 受 費 用	保 險 引 受 費 用	43,094	49,657	46,650
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	8,880	9,592	9,638
そ の 他 収 支	そ の 他 収 支	2	11	34
保 險 引 受 利 益	保 險 引 受 利 益	△1,732	△1,328	△1,290

(注)1.営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

4. 正味支払保険金および元受正味保険金

正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	17,691	60.5	15,614	55.7	13,836	54.3
傷 害	車 損	194	0.7	185	0.7	184	0.7
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	4,818	16.5	5,065	18.1	4,673	18.3
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	2,258	7.7	2,078	7.4	1,862	7.3
そ の 他	そ の 他	4,300	14.7	5,070	18.1	4,939	19.4
(う ち 満 期 戻 総 合)	(う ち 満 期 戻 総 合)	(88)	(0.3)	(131)	(0.5)	(44)	(0.2)
(う ち 費 用 利 益)	(う ち 費 用 利 益)	(3,292)	(11.3)	(3,837)	(13.7)	(4,109)	(16.1)
合 計	合 計	29,263	100.0	28,014	100.0	25,496	100.0

(注)正味支払保険金は、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	37,433	77.5	28,259	71.7	21,564	67.4
傷 害	車 損	190	0.4	183	0.5	183	0.6
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	5,176	10.7	5,086	12.9	4,672	14.6
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	880	1.8	700	1.8	662	2.1
そ の 他	そ の 他	4,595	9.5	5,201	13.2	4,915	15.4
(う ち 満 期 戻 総 合)	(う ち 満 期 戻 総 合)	(178)	(0.4)	(233)	(0.6)	(50)	(0.2)
(う ち 費 用 利 益)	(う ち 費 用 利 益)	(3,377)	(7.0)	(3,837)	(9.7)	(4,109)	(12.8)
合 計	合 計	48,275	100.0	39,431	100.0	31,999	100.0

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

5. 受再正味保険金および回収再保険金

受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	89	3.7	8	0.4	13	0.7
傷 害	車 禍	4	0.2	2	0.1	0	0.0
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	3	0.2	3	0.2	12	0.6
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	2,258	94.1	2,078	96.8	1,862	96.1
そ の 他		45	1.9	53	2.5	49	2.6
(う ち 満 期 戻 総 合)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(う ち 費 用 利 益)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		2,401	100.0	2,146	100.0	1,938	100.0

回収再保険金(出再正味保険金)

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	災 害	19,831	92.6	12,653	93.3	7,741	91.7
傷 害	車 禍	-	-	-	-	-	-
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	362	1.7	24	0.2	11	0.1
自 動 車	損 害 賠 償 責 任	880	4.1	700	5.2	662	7.9
そ の 他		340	1.6	184	1.4	26	0.3
(う ち 満 期 戻 総 合)		(90)	(0.4)	(102)	(0.8)	(6)	(0.1)
(う ち 費 用 利 益)		(84)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		21,413	100.0	13,563	100.0	8,441	100.0

2 保険契約に関する指標

1. 契約者配当金の額

積立保険では、満期を迎えられたご契約者に対し、満期返戻金をお支払いするとともに、契約者配当金をお支払いしています。(契約者配当金が0円となる場合もあります。)

2020年度に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金および2021年度に満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

○ 満期戻総合保険

資産運用等により余剰が生じた場合には、契約者配当金をお支払いしています。契約者配当金は年1回確定方式です。

◎ 2020年4月1日から2021年3月31日までに満期を迎えられたご契約者に対してお支払いした契約者配当金の例

(満期返戻金100万円の場合)

満期年度	保険期間 払込方法	保険期間5年	保険期間6年	保険期間10年
	すべての払込方法	一時払	すべての払込方法	すべての払込方法
2020年度		契約者配当金は ありません	契約者配当金は ありません	契約者配当金は ありません

◎ 2021年4月1日から2022年3月31日までに満期を迎えられるご契約者に対してお支払いする契約者配当金の例

(満期返戻金100万円の場合)

満期年度	保険期間 払込方法	保険期間5年	保険期間6年	保険期間10年
	すべての払込方法	一時払	すべての払込方法	すべての払込方法
2021年度		契約者配当金は ありません	契約者配当金は ありません	契約者配当金は ありません

III. 当社の主要な業務に関する事項

2. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2018年度			2019年度			2020年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		113.5	36.8	150.3	90.3	37.2	127.5	80.2	37.7	117.9
傷害		53.7	61.0	114.6	54.2	69.0	123.2	58.7	63.5	122.3
自動車		74.3	44.2	118.5	75.2	45.0	120.2	66.2	45.9	112.1
自動車損害賠償責任		98.9	9.6	108.5	91.6	10.1	101.7	100.2	12.4	112.6
その他の		23.5	29.0	52.5	25.7	29.5	55.2	24.3	28.2	52.5
(うち満期戻総合)		(93.7)	(189.6)	(283.3)	(38.3)	(39.1)	(77.4)	(44.7)	(138.6)	(183.3)
(うち費用利益)		(21.6)	(28.1)	(49.7)	(23.6)	(28.8)	(52.4)	(23.6)	(27.0)	(50.6)
合 計		66.7	33.5	100.2	60.0	34.2	94.1	54.2	34.2	88.4

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2018年度			2019年度			2020年度		
		発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災		256.2	43.5	299.7	152.4	38.9	191.3	91.0	35.5	126.5
傷害		50.9	56.9	107.8	39.5	64.6	104.1	55.2	58.7	113.9
自動車		75.7	43.9	119.6	72.1	45.2	117.3	72.3	45.8	118.1
その他の		30.2	29.0	59.2	29.0	29.2	58.2	27.8	27.8	55.6
(うち満期戻総合)		(112.8)	(84.8)	(197.6)	(48.5)	(36.8)	(85.3)	(22.8)	(74.2)	(97.0)
(うち費用利益)		(27.7)	(28.5)	(56.2)	(28.3)	(29.0)	(57.3)	(28.0)	(27.1)	(55.1)
《医療》		15.8	27.0	42.8	11.3	25.2	36.5	9.8	25.9	35.7
《ガン》		27.6	28.6	56.2	28.3	29.0	57.3	28.0	27.2	55.2
合 計		113.8	36.8	150.6	82.2	35.8	118.0	59.9	34.0	93.9

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	年 度	2018年度	2019年度	2020年度
国内契約		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		- %	- %	- %

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2019年度	47社	55.6%
2020年度	58社	48.8%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	B B B 以上	その他 (格付なし・不明・ B B 以下)	合計
2019年度	100.0%	－%	－%	100.0%
2020年度	100.0%	－%	－%	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

① S & P 社の格付を使用しています。A-以上は「A 以上」に区分しています。

② S & P 社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上は「A 以上」、B++およびB+は「B B B 以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

7. 未収再保険金

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
年度開始時の未収再保険金 (1)	323 (46)	4,488 (－)	3,238 (－)
当該年度に回収ができた事由が発生した額 (2)	16,063 (－)	11,606 (－)	5,980 (－)
当該年度回収等 (3)	11,899 (46)	12,856 (－)	8,626 (－)
年度末の未収再保険金 (1+2-3)	4,488 (－)	3,238 (－)	592 (－)

(注) 1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

3 経理に関する指標

1. 支払備金および責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	支払備金			責任準備金		
		2018年度末	2019年度末	2020年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
火災		3,890	3,823	5,853	99,289	101,998	104,373
傷害		203	148	153	1,402	1,398	1,391
自動車		3,751	3,464	3,756	7,031	7,478	7,908
自動車損害賠償責任		804	737	660	6,583	6,746	6,733
その他		8,522	9,251	10,205	41,850	40,668	40,569
(うち満期戻総合)		(17)	(23)	(27)	(24,965)	(22,834)	(21,080)
(うち費用利益)		(7,808)	(8,644)	(9,476)	(12,115)	(12,938)	(14,385)
合 計		17,171	17,426	20,629	156,157	158,289	160,975

2. 責任準備金積立水準

積立方式	区 分	2019年度末	2020年度末
	標準責任準備金対象契約	—	—
	標準責任準備金対象外契約	全期チルメル式	全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)

- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

2019年度

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	31	32	—	※31	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	
	合 計	31	32	—	31	
役員退職慰労引当金 賞与引当金 価格変動準備金	役員退職慰労引当金	38	11	3	—	46 553 3,574
	賞与引当金	554	553	554	—	
	価格変動準備金	4,045	86	556	—	

2020年度

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	32	38	—	※32	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	
	合 計	32	38	—	32	
役員退職慰労引当金 賞与引当金 価格変動準備金	役員退職慰労引当金	46	11	22	—	35 552 4,063
	賞与引当金	553	552	553	—	
	価格変動準備金	3,574	488	—	—	

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

4. 貸付金償却の額

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度
貸 付 金 償 却 額	-	-	-

5. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

区 分 \ 年 度	2019年度	2020年度
損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額	○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	324百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 131百万円	362百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 123百万円

6. 事業費

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度
人 件 費	4,484	4,547	4,462
物 件 費	6,653	7,637	7,880
税 金	485	543	587
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構 に対する負担金	-	-	-
諸手数料及び集金費	7,117	8,052	8,464
合 計	18,741	20,781	21,395

(注)金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。

7. 有価証券損益明細表

(単位：百万円)

区 分 \ 種 類 年 度	売 却 益			売 却 損			評 価 損		
	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
国 債 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	0	23	402	-	201	60	291	1,132	3
外 国 証 券 等	894	794	259	41	-	34	-	40	-
合 計	894	817	661	41	201	94	291	1,172	3

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

8. 減価償却費明細表

2019年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	償却額	償却累計額	残高	償却累計率(%)
建物	100	1	74	26	73.4
その他の有形固定資産	472	17	411	61	87.0
無形固定資産	14,635	2,401	5,880	8,754	40.2
合計	15,209	2,420	6,366	8,842	

2020年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	償却額	償却累計額	残高	償却累計率(%)
建物	100	1	75	25	74.7
その他の有形固定資産	461	17	404	56	87.7
無形固定資産	14,392	2,709	6,295	8,097	43.7
合計	14,955	2,727	6,775	8,179	

9. 固定資産処分損益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019 年度		2020 年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産		14	-	-	-
(土地)		(8)	(-)	(-)	(-)
(建物)		(5)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産		-	0	-	0
小計		14	0	-	0
無形固定資産		-	-	-	-
合計		14	0	-	0

4 資産運用に関する指標

1. 現金および預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
現 金		0	0	0
預 貯 金		40,671	46,407	53,928
(郵便振替・郵便貯金)		(90)	(221)	(199)
(当座預金)		(201)	(201)	(202)
(普通預金)		(39,679)	(45,484)	(53,326)
(通知預金)		(700)	(500)	(200)
(定期預金)		(-)	(-)	(-)
合 計		40,671	46,407	53,928

2. 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金		40,671	18.7	46,407	21.5	53,928	23.6
有 価 証 券		147,193	67.5	136,014	63.1	145,454	63.5
貸 付 金		906	0.4	759	0.4	602	0.3
土 地 ・ 建 物		46	0.0	40	0.0	39	0.0
運 用 資 産 計		188,818	86.6	183,222	85.0	200,025	87.4
総 資 産		217,926	100.0	215,647	100.0	228,916	100.0

3. 利息配当収入の額および運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度		2019年度		2020年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り	金 額	利回り
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
有 価 証 券		2,666	2.07	2,545	1.98	2,435	1.89
(公社債)		(632)	(1.01)	(600)	(0.95)	(578)	(0.88)
(株 式)		(809)	(4.18)	(778)	(4.00)	(687)	(3.80)
(外国証券)		(965)	(2.45)	(869)	(2.34)	(696)	(2.21)
(その他の証券)		(258)	(3.54)	(297)	(3.47)	(472)	(3.61)
貸 付 金		16	1.70	13	1.68	11	1.66
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		2,683	1.51	2,560	1.44	2,447	1.36
そ の 他		0	-	0	-	0	-
合 計		2,683	-	2,560	-	2,447	-

(注) 計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・ 分子 = 利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・ 分母 = 取得原価または償却原価による平均残高

従来の「運用資産利回り(インカム利回り)」のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できていないと考え、資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として「資産運用利回り(実現利回り)」と時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため参考開示として「時価総合利回り」を開示しています。

III. 当社の主要な業務に関する事項

4. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度			2019年度			2020年度		
	資産運用 損益(実現 ベース)	平均運用 額(取得原 価ベース)	利回り	資産運用 損益(実現 ベース)	平均運用 額(取得原 価ベース)	利回り	資産運用 損益(実現 ベース)	平均運用 額(取得原 価ベース)	利回り
預 貯 金	0	47,710	0.00	0	48,957	0.00	0	50,319	0.00
有 価 証 券	3,327	128,958	2.58	1,989	128,348	1.55	2,999	128,523	2.33
(公 社 債)	(730)	(62,817)	(1.16)	(600)	(63,132)	(0.95)	(578)	(65,803)	(0.88)
(株 式)	(518)	(19,358)	(2.68)	(△531)	(19,472)	(△2.73)	(1,026)	(18,118)	(5.66)
(外 国 証 券)	(1,820)	(39,490)	(4.61)	(1,663)	(37,179)	(4.47)	(921)	(31,504)	(2.92)
(そ の 他 の 証 券)	(258)	(7,292)	(3.54)	(256)	(8,563)	(3.00)	(472)	(13,097)	(3.61)
貸 付 金	16	971	1.70	13	827	1.68	11	677	1.66
土 地 ・ 建 物	—	48	—	—	44	—	—	40	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	3,344	177,689	1.88	2,003	178,177	1.12	3,011	179,559	1.68

(注)計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- ・分母＝取得原価または償却原価による平均残高

5. (参考)時価総合利回り

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度			2019年度			2020年度		
	資産運用損 益等(時価 ベース)	平均運用額 (時価ベー ス)	利回り	資産運用損 益等(時価 ベース)	平均運用額 (時価ベー ス)	利回り	資産運用損 益等(時価 ベース)	平均運用額 (時価ベー ス)	利回り
預 貯 金	0	47,710	0.00	0	48,957	0.00	0	50,319	0.00
有 価 証 券	△428	147,848	△0.29	△3,800	143,482	△2.65	11,234	137,867	8.15
(公 社 債)	(481)	(64,649)	(0.74)	(30)	(64,716)	(0.05)	(463)	(66,816)	(0.69)
(株 式)	(△3,775)	(34,886)	(△10.82)	(△4,601)	(30,705)	(△14.99)	(6,435)	(25,281)	(25.45)
(外 国 証 券)	(2,479)	(40,469)	(6.13)	(1,148)	(38,818)	(2.96)	(1,472)	(32,627)	(4.51)
(そ の 他 の 証 券)	(386)	(7,843)	(4.93)	(△377)	(9,243)	(△4.09)	(2,862)	(13,142)	(21.78)
貸 付 金	16	971	1.70	13	827	1.68	11	677	1.66
土 地 ・ 建 物	—	48	—	—	44	—	—	40	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	△410	196,578	△0.21	△3,785	193,311	△1.96	11,246	188,904	5.95

(注)計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額*－前期末評価差額*)＋繰延ヘッジ損益増減
 - ・分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額*＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- *税効果控除前の金額によります。

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

6. 海外投融資残高の内訳と利回り

(単位：百万円、%)

区 分		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
外貨建	外国公社債	37,080	89.3	36,346	99.1	31,391	98.8
	外国株	-	-	-	-	-	-
	その他	362	0.9	329	0.9	370	1.2
	計	37,442	90.2	36,675	100.0	31,762	100.0
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	-	-	-	-	-	-
	その他	4,081	9.8	-	-	-	-
	計	4,081	9.8	-	-	-	-
合 計		41,524	100.0	36,675	100.0	31,762	100.0
海外投融資利回り							
運用資産利回り (インカム利回り)		2.43		2.33		2.20	
資産運用利回り (実現利回り)		4.59		4.45		2.91	
(参考)時価総合利回り		6.15		2.85		4.59	

(注) 1. 外貨建「その他」は、外国投資信託です。

2. 円貨建「その他」は、優先出資証券です。

3. 「運用資産利回り(インカム利回り)」は、前記「3. 利息配当収入の額および運用資産利回り(インカム利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

4. 「資産運用利回り(実現利回り)」は、前記「4. 資産運用利回り(実現利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

5. 「(参考)時価総合利回り」は、前記「5. (参考)時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

7. 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

8. 保有有価証券

(単位：百万円、%)

区 分		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 方	債	29,294	19.9	28,905	21.3	27,562	18.9
	債	-	-	-	-	-	-
	債	36,890	25.1	36,668	27.0	39,560	27.2
社 国	式	30,611	20.8	25,396	18.7	30,254	20.8
	証	41,161	28.0	36,346	26.7	31,391	21.6
	証	9,235	6.3	8,697	6.4	16,685	11.5
合 計		147,193	100.0	136,014	100.0	145,454	100.0

9. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分		運用資産利回り (インカム利回り)			資産運用利回り (実現利回り)			(参考)時価総合利回り		
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
公 社	債	1.01	0.95	0.88	1.16	0.95	0.88	0.74	0.05	0.69
	式	4.18	4.00	3.80	2.68	△2.73	5.66	△10.82	△14.99	25.45
	証	2.45	2.34	2.21	4.61	4.47	2.92	6.13	2.96	4.51
外 国	証	3.54	3.47	3.61	3.54	3.00	3.61	4.93	△4.09	21.78
	証									
合 計		2.07	1.98	1.89	2.58	1.55	2.33	△0.29	△2.65	8.15

(注) 1. 「運用資産利回り(インカム利回り)」は、前記「3. 利息配当収入の額および運用資産利回り(インカム利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

2. 「資産運用利回り(実現利回り)」は、前記「4. 資産運用利回り(実現利回り)」に記載した計算方法により算出しています。

3. 「(参考)時価総合利回り」は、前記「5. (参考)時価総合利回り」に記載した計算方法により算出しています。

III. 当社の主要な業務に関する事項

10. 有価証券期間別残高

2019年度末

(単位：百万円)

期 間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
区 分	債 権	1,005	13,719	—	2,256	1,199	10,724	28,905
	債 権	—	—	—	—	—	—	—
国 外 証 券	債 権	502	11,887	11,153	—	—	13,124	36,668
	債 権	—	—	—	—	—	25,396	25,396
そ の 他 の 証 券	債 権	5,642	14,066	9,353	5,123	2,160	—	36,346
	債 権	—	—	—	—	—	8,697	8,697
合 計		7,150	39,674	20,507	7,379	3,360	57,942	136,014

2020年度末

(単位：百万円)

期 間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
区 分	債 権	8,431	5,076	2,208	—	1,174	10,671	27,562
	債 権	—	—	—	—	—	—	—
国 外 証 券	債 権	4,495	13,808	8,499	—	—	12,756	39,560
	債 権	—	—	—	—	—	30,254	30,254
そ の 他 の 証 券	債 権	5,700	18,443	1,098	6,149	—	—	31,391
	債 権	—	—	—	—	—	16,685	16,685
合 計		18,628	37,328	11,805	6,149	1,174	70,369	145,454

11. 業種別保有株式

(単位：千株、百万円、%)

年 度 区 分		2018年度末			2019年度末			2020年度末		
		株 数	貸借対照表 計上額	構成比	株 数	貸借対照表 計上額	構成比	株 数	貸借対照表 計上額	構成比
学 校		3,206	6,801	22.2	3,260	5,832	23.0	3,378	6,781	22.4
金 融 ・ 保 険 業		6,827	5,634	18.4	6,491	4,523	17.8	6,436	5,561	18.4
商 業		2,168	3,334	10.9	2,168	2,800	11.0	2,150	3,461	11.4
食 料 品		634	2,194	7.2	634	2,063	8.1	634	2,392	7.9
電 気 機 器		2,157	2,300	7.5	2,114	1,681	6.6	2,114	2,352	7.8
機 械		2,226	1,984	6.5	2,220	1,400	5.5	2,220	1,748	5.8
情 報 ・ 通 信 業		434	1,342	4.4	552	1,550	6.1	407	1,221	4.0
精 密 機 械		424	939	3.1	454	887	3.5	454	1,153	3.8
パ ル プ ・ 紙		155	641	2.1	155	561	2.2	155	780	2.6
電 気 ・ ガ ス 業		511	936	3.1	511	696	2.7	438	690	2.3
そ の 他		4,257	4,500	14.7	4,139	3,397	13.4	4,043	4,111	13.6
合 計		23,003	30,611	100.0	22,702	25,396	100.0	22,434	30,254	100.0

(注) 1.業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2.化学は医薬品を含んでおります。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融・保険業として記載しております。

12. 貸付金の残存期間別残高

2019年度末

(単位：百万円)

期 間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
区 分	固 定 金 利	27	42	1	—	—	—	71
	変 動 金 利	128	555	—	—	—	—	683
合 計		155	598	1	—	—	—	755

2020年度末

(単位：百万円)

期 間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
区 分	固 定 金 利	30	14	—	—	—	—	44
	変 動 金 利	555	—	—	—	—	—	555
合 計		585	14	—	—	—	—	600

(注)約款貸付は除いております。

Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

13. 担保別貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担保貸付		812	89.6	683	90.0	555	92.2
有価証券担保貸付		—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付		812	89.6	683	90.0	555	92.2
指名債権担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		89	9.9	71	9.4	44	7.4
その他の		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		901	99.4	755	99.5	600	99.6
約款貸付		5	0.6	4	0.5	2	0.4
合計		906	100.0	759	100.0	602	100.0
うち劣後特約貸付		89	9.9	71	9.4	44	7.4

14. 使途別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金		906	100.0	759	100.0	602	100.0
設備資金		—	—	—	—	—	—
合計		906	100.0	759	100.0	602	100.0

15. 業種別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農林・水産業		—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		901	99.4	755	99.5	600	99.6
その他の		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
計		901	99.4	755	99.5	600	99.6
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		5	0.6	4	0.5	2	0.4
合計		906	100.0	759	100.0	602	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

III. 当社の主要な業務に関する事項

16. 規模別の貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
大 企 業	業 業	—	—	—	—	—	—
中 堅 企 業	業 業	834	92.6	701	92.9	568	94.7
中 小 企 業	業 業	66	7.4	53	7.1	31	5.3
そ の 他	業 業	—	—	—	—	—	—
一 般 貸 付	計	901	100.0	755	100.0	600	100.0

(注) 1.大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2.中堅企業とは、(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3.中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4.その他とは、非居住者貸付、公共団体、公企業、個人ローン等です。

17. 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
首 都 圏	圏	901	100.0	755	100.0	600	100.0
近 畿 圏	圏	—	—	—	—	—	—
そ の 他	他	—	—	—	—	—	—
合 計	計	901	100.0	755	100.0	600	100.0

(注) 1.個人ローン、約款貸付等は含みません。

2.地域の区分は、貸付先企業の本社所在地による分類です。

18. 国内企業向け貸付金残存期間別残高

2019年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
合 計	計	155	598	1	—	—	—	755

2020年度末

(単位：百万円)

区 分	期 間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
合 計	計	585	14	—	—	—	—	600

19. 有形固定資産残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2019 年度	2020 年度
土 地	地	14	14
(営 業 用)	(営 業 用)	(14)	(14)
建 物	物	26	25
(営 業 用)	(営 業 用)	(26)	(25)
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		61	56
合 計	計	102	96

20. 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
長 期 性 資 産		23,615	21,516	19,829

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

21. その他資産明細表

(単位：百万円)

区 分	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
未 収 保 険 料		96	96	107	133	122
代 理 店 貸		2,313	2,486	2,879	2,881	3,098
共 同 保 険 貸		89	14	27	27	76
再 保 険 貸		675	515	1,406	744	1,614
外 国 再 保 険 貸		245	192	3,673	2,865	559
未 収 金		1,276	1,449	1,653	2,248	1,970
未 収 収 益		713	743	815	717	671
預 託 金		155	190	197	162	163
仮 払 金		831	836	1,026	1,212	1,069
そ の 他 の 資 産		0	0	0	-	-
そ の 他 資 産 合 計		6,397	6,526	11,787	10,994	9,347

5 特別勘定に関する指標

1. 特別勘定資産残高
該当事項はありません。
2. 特別勘定資産
該当事項はありません。
3. 特別勘定の運用収支
該当事項はありません。

4 責任準備金内訳

2019年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	合 計
火 災	87,240	14,727	30	—	—	101,998
傷 害	132	1,261	—	4	—	1,398
自 動 車	3,099	4,378	0	—	—	7,478
自動車損害賠償責任	6,746	—	—	—	—	6,746
満 期 戻 総 合	431	878	8	21,303	213	22,834
費 用 利 益	7,322	5,616	—	—	—	12,938
そ の 他	1,698	3,196	—	—	—	4,895
合 計	106,671	30,058	39	21,307	213	158,289

2020年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	合 計
火 災	89,355	14,980	37	—	—	104,373
傷 害	127	1,261	—	2	—	1,391
自 動 車	3,247	4,660	0	—	—	7,908
自動車損害賠償責任	6,733	—	—	—	—	6,733
満 期 戻 総 合	388	853	8	19,633	196	21,080
費 用 利 益	8,139	6,245	—	—	—	14,385
そ の 他	1,759	3,343	—	—	—	5,103
合 計	109,752	31,344	46	19,635	196	160,975

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しております。

5 期首時点支払備金(見積み額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

年 度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積み差額
2016年度	11,979	6,508	6,951	△1,480
2017年度	14,297	6,886	7,565	△154
2018年度	17,100	9,168	7,830	100
2019年度	21,874	13,712	9,371	△1,210
2020年度	22,279	13,658	10,772	△2,151

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3.当期把握見積み差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 + 支払 保険金 + 準備金	事故発生 年度末	4,534			4,945			5,426			4,968			4,988		
	1 年 後	4,495	0.991	△38	4,820	0.975	△125	5,124	0.944	△302	5,053	1.017	85			
	2 年 後	4,473	0.995	△22	4,826	1.001	5	5,127	1.001	2						
	3 年 後	4,456	0.996	△16	4,845	1.004	19									
	4 年 後	4,668	1.048	211												
最 終 損 害 見 積 り 額		4,668			4,845			5,127			5,053			4,988		
累 計 保 険 金		4,276			4,492			4,665			4,395			3,069		
支 払 備 金		391			353			462			658			1,919		

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 + 支払 保険金 + 準備金	事故発生 年度末	366			205			192			151			175		
	1 年 後	322	0.880	△44	231	1.129	26	187	0.975	△4	150	0.994	△0			
	2 年 後	307	0.954	△14	231	1.002	0	193	1.031	5						
	3 年 後	309	1.008	2	232	1.003	0									
	4 年 後	310	1.003	1												
最 終 損 害 見 積 り 額		310			232			193			150			175		
累 計 保 険 金		304			204			182			134			82		
支 払 備 金		6			27			11			15			92		

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 + 支払 保険金 + 準備金	事故発生 年度末	328			318			357			332			305		
	1 年 後	348	1.060	19	274	0.863	△43	340	0.951	△17	331	0.996	△1			
	2 年 後	348	0.999	△0	264	0.962	△10	342	1.007	2						
	3 年 後	368	1.058	20	267	1.011	3									
	4 年 後	362	0.986	△5												
最 終 損 害 見 積 り 額		362			267			342			331			305		
累 計 保 険 金		353			260			328			303			146		
支 払 備 金		9			7			13			27			159		

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

IV. 当社の運営

1 内部統制システムの構築および運用状況の概要

(1) 内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その内容は下記のとおりです。

① 取締役と使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針・規程を定め、役職員が法令・定款およびセコムグループとしての経営理念を遵守した行動をとるための態勢整備を図るとともに、コンプライアンスに関するマニュアルを整備し、役職員に研修を実施することで、その周知徹底を図る。
- (b) 当社は、コンプライアンスの取り組みを統括する部署を設置し、コンプライアンス推進の具体的な計画を定めたコンプライアンス・プログラムの進捗管理を行う。
- (c) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する諮問事項の審議・答申およびコンプライアンスに関する重要事項の取締役会への報告を行う。
- (d) 当社は、法令または社内規程等に違反する事案の早期発見および迅速な対応をとるために、内部通報に関する規程を定め、通常の社内報告ルート以外に、内部通報制度を設ける。
- (e) 当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断の体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して組織的に断固たる対応を行う。
- (f) 当社は、個人情報保護に関する基本方針を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、利益相反管理方針を定め、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引の管理を適切に行う。
- (g) 当社は、内部監査に関する規程を定め、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置し、実効性のある内部監査体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理に関する規程を定め、適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理に関する基本方針・規程を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- (b) 当社は、リスク管理委員会およびその下部組織として、保険引受リスク小委員会、ALM 小委員会、オペレーショナルリスク小委員会を設置する。リスク管理委員会は、取締役会の諮問機関としてリスク管理に関する諮問事項の審議・答申およびリスク管理に関する重要事項の取締役会への報告を行う。
- (c) 当社は、大規模自然災害等のリスク発生時における危機管理に関する規程を定め、中核業務の早期復旧を図るための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、セコムグループの経営理念を基軸とする運営・執行を行う。
- (b) 当社は、取締役会を月 1 回開催するほか必要に応じて臨時に開催することで十分に経営論議を深め、取締役会規則に基づき所管事項の決議・報告を適切に行う。
- (c) 当社は、組織の事務分掌と職務権限を規程で定め、効率的かつ適切な業務執行体制を整備する。
- (d) 当社は、業務の簡素化や適切な IT 化により職務執行を効率化する体制を整備する。

⑤ 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、「セコムグループ運営基本 10 カ条」をはじめとするセコムグループの基本方針および親会社であるセコム株式会社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、適正な業務を遂行する。
- (b) 当社は、親会社であるセコム株式会社の監査を受け、業務の適正性を確保する。
- (c) 代表取締役社長は、グループ経営会議に参加し、グループとの円滑な連携を図る。
- (d) 監査役は、グループ監査役連絡会に参加し、グループとの情報の共有等を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役は、監査業務の必要に応じて、適切な知識と能力を備える職員を職務執行の補助者として任命することができる。
- (b) 補助者の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会の同意を得るものとする。
- (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、他の役職員の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社は、監査役に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上で定め、役職員は当該規程に定めた事実があることを知ったときは、遅滞なく監査役へ報告を行う。
- (b) 取締役は、内部通報制度における通報内容および運用状況について、適時に監査役へ報告を行う。
- (c) 監査役は、上記規程に定めのない事項であっても、必要に応じていつでも役職員から報告を求めることができる。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、報告された内容を秘密事項として扱い、早期に適切な対応を行うものとし、報告者は何らの不利益も受けない。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会へ出席するほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (b) 当社は、監査役が、取締役、内部監査担当部署、会計監査人と十分な意見交換を行う機会を適切に確保する。
- (c) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運用を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は下記のとおりです。

■ コンプライアンスに関する取組みについて

(基本方針①)

- (a)「コンプライアンス基本方針」に基づき「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制やコンプライアンス事案等への対応方法を明示している。また、全社員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布すると共に関連する規程の改廃等に準拠したマニュアルの改定を適宜行っている。
- (b)コンプライアンスの取り組みを統轄する部署を設置し、各部署にコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者を任命し、研修等によりコンプライアンスに関する社員周知を図っている。
- (c)コンプライアンスの具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、進捗状況の管理を行っている。
- (d)コンプライアンス委員会を定例で開催し、コンプライアンスに関する諮問事項の審議、および重要事項の取締役会への報告を行っている。
- (e)「内部通報管理規程」を定め「内部通報ホットライン」および「セコムグループのほっとヘルプライン」への申出事項への対応と管理を行っている。
- (f)「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づいて「反社会的勢力への対応マニュアル」を定め、毎月コンプライアンス委員会・取締役会に調査結果を報告している。
- (g)「個人情報に関する取扱いについて(個人情報保護基本方針)」に基づいて「個人情報保護規程」を定め、顧客情報等の管理を行っている。また「利益相反管理方針」に基づき「利益相反管理規程」を定め、顧客利益を害する恐れのある取引の管理を行っている。
- (h)「内部監査基本方針」、「内部監査規程」を定めるとともに、被監査部門から独立した内部監査部を設置し、「基本監査計画」に基づき本店各部・事業所を対象とする監査を実施し、監査結果を取締役会、リスク管理委員会、代表取締役社長および監査役に報告している。
- (i)業務品質統括部を新設し部門横断で業務品質向上によるコンプライアンス強化を行っている。

■ リスク管理に関する取組みについて(基本方針③)

- (a)「統合的リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設置し、月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時に開

催し、諮問事項の審議、および重要事項の取締役会への報告を行っている。

- (b)保険引受、資産運用、事務、システム等それぞれのリスクに対してリスク管理担当部門を設け適切なリスク管理に努めるほか、リスク管理統括部門において定期的にリスクとソルベンシーの状況等を管理している。
- (c)「広域災害対策マニュアル」「災害対策管理計画(BCP)」を定め、広域災害等が発生した際にはこれらの計画に基づき適切に対応している。
- (d)新型コロナウイルス感染症の対策としては「新型インフルエンザ対策行動計画」を準用し適切に対応している。

■ 取締役の職務の執行について

(基本方針①②③④⑪)

- (a)「取締役会規則」を定め、取締役会を月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時に開催できるよう規定しており、経営に関する重要事項の情報を共有、論議し、的確で迅速な意思決定を行うよう努めている。
- (b)「取締役会規則」や「文書管理規程」により、取締役会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の議事録およびその他稟議決裁文書などは文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行っている。
- (c)「事務分掌規程」および「稟議規程」を定め、適切かつ効率的に業務を行っている。
- (d)業務のIT化や見直しにより、効率化体制の整備を適切に進めている。
- (e)「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を毎年定め、財務報告の信頼性を確保するための体制を適切に整備し有効性を評価している。

■ グループ会社における業務の適正の確保について(基本方針⑤)

- (a)親会社による監査は、年1回の取締役ヒアリング等、往査を含め適切に行われている。
- (b)代表取締役社長は、グループ経営会議に参加している。

■ 監査役の監査の実効性について

(基本方針⑥⑦⑧⑨⑩)

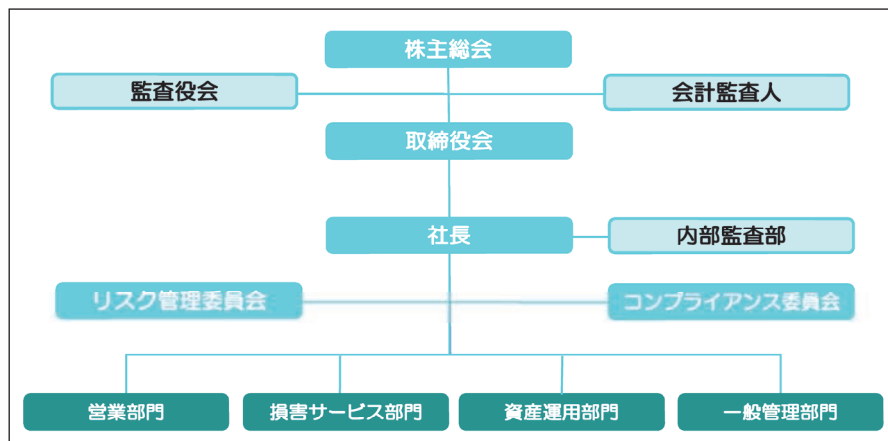
「監査役への報告規程」に基づき、監査役に対して取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告しており、議事録や稟議書類は常時閲覧できる態勢としている。また、監査役は内部通報された内容等についても常時閲覧できる態勢としている。そのほか監査役は代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人等との会合を開催し意見交換を行うとともに、取締役および使用人から定期的にヒアリングを実施している。

2 コーポレートガバナンスの状況

当社の経営管理体制は、強固で透明性のあるガバナンスを実現するとともに、明確な意思決定プロセスを可能とするため次のとおりとしております。

会社の機関の内容

① 経営組織概要



② 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、8名の取締役で構成し、任期は1年としております。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成しております。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3 コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

当社は、損害保険事業の高い公共性に鑑み、コンプライアンス(法令等遵守)を経営における最重要課題のひとつと位置づけています。

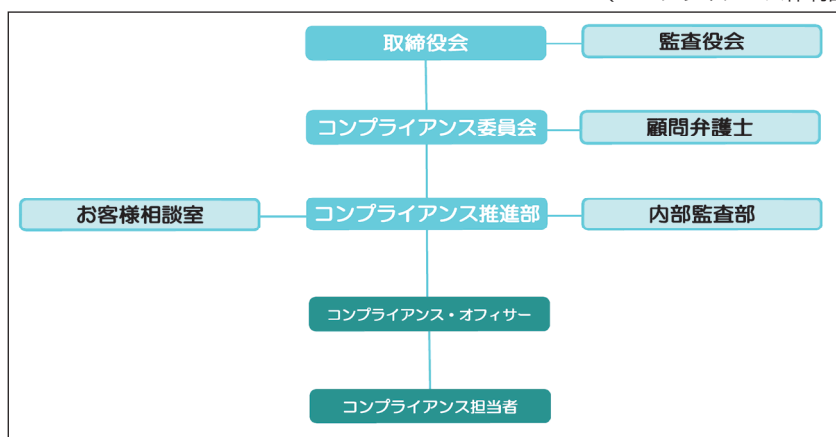
当社ではコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、このプログラムに沿って社員に対するコンプライアンス教育や代理店への募集に関する指導等を含むコンプライアンス全般の推進を行っています。

取締役会の諮問機関として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は全国の部支店に配置されたコンプライアンス・オフィサー、全国の支社や営業所等に配置されたコンプライアンス担当者等から報告されたコンプライアンス事案についての審議やコンプライアンス・プログラムの評価、取締役会への付議等を主な任務としています。

コンプライアンス上の問題を孕む事案が発生した場合には早期に問題の所在を把握して適切な措置を講じ、被害の拡大や再発を防止する必要があります。当社は問題

(コンプライアンス体制図)

の早期把握に支障を来たす事案に備え、ホットライン制度を設けています。通報者の個人情報は厳重に管理され、不利益な取扱いを受けることはありません。



4 コンプライアンス基本方針

（企業活動の原点）

当社は、セコムグループの一員として「信頼される安心を、社会へ。」をコーポレートメッセージとして掲げ、それに基づく経営管理態勢の整備および経営の健全性の確保により、お客さまの信頼を原点においた企業活動を行います。

（コンプライアンス態勢の構築）

当社の経営における最重要課題の一つとして、法令等のみならず広く社会的要請に応える態勢（コンプライアンス態勢）を構築します。

（正しさの追求）

お客さまの信頼に応える事業活動の基本は、日常の業務における「誠実かつ礼節ある対応」、「契約内容・商品・手続きなどの十分な説明」、「迅速・正確な手続き」および「事故発生時の適切な保険金支払い」であることを認識し、「正しさの追求」の理念のもと誠実に業務を遂行します。

（迅速な報告と再発防止）

日常の業務活動を通じ、コンプライアンス違反およびその疑義のある事案が発生または発覚した場合は、即時にその事実を包み隠さず報告し、お客さま保護の観点等から適切な措置を講じ、被害・損害の拡大や再発の防止を図ります。

5 反社会的勢力への対応に関する基本方針

セコム損害保険（以下「当社」という。）は、健全かつ適正な損害保険業務等を遂行するにあたって、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日・犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」等の法令を遵守すると共に、セコムグループの一員として「セコムグループ社員行動規範」に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて断固たる対応を行います。

① 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応します。
また、反社会的勢力による不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

② 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

③ 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含みます。）を含めて、一切の関係を持たないよう努めます。
また、反社会的勢力による不当要求は、断固として拒絶します。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

6 利益相反管理方針

当社は、利益相反管理方針を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反のおそれのある取引を管理」し、適切に業務を遂行致します。

1. 利益相反および対象となるお客さまについて

「利益相反」とは、当社のお客さまとセコムグループ金融会社との間で利益が相反する状況または当社のお客さまとセコムグループ金融会社のお客さま相互間において利益が相反する状況等をいいます。

利益を保護する対象となるお客さまは、当社の保険関連業務に係るお客さまとします。

2. 利益相反のおそれがある取引の特定方法および類型について

取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

(利益相反のおそれのある取引の類型)

- ① お客さまと当社またはセコムグループ金融会社の利益が相反する取引
- ② お客さまと当社またはセコムグループ金融会社のお客さまの利益が相反する取引
- ③ お客さまの非公開情報を利用して当社またはセコムグループ金融会社が利益を得る取引

3. 利益相反のおそれがある取引の管理の方法

当社は、利益相反となるおそれのある取引を特定した場合、下記に掲げる方法などによりお客さまを保護します。

- ① 特定した取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門の分離(情報遮断)
- ② 特定した取引またはお客さまとの取引の条件または方法の変更
- ③ 特定した取引またはお客さまとの取引の中止
- ④ 特定した取引に伴いお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについてのお客さまへの適切な開示

4. 利益相反管理体制について

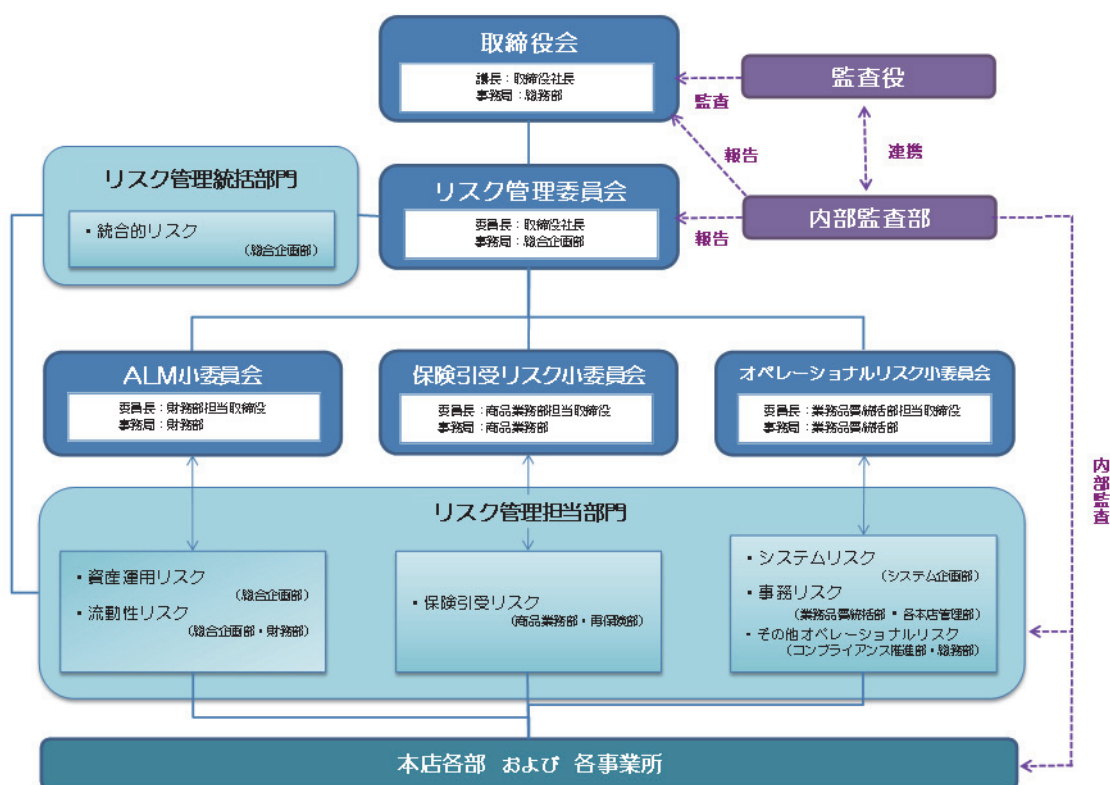
当社は、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理責任者を定めます。利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれがある取引を特定・管理し、その内容を記録・保存します。また、利益相反管理に関する教育・研修を行います。

※ 本方針におけるセコムグループ金融会社は、当社のほか、「セコムクレジット株式会社」「セコム医療システム株式会社」「株式会社荒井商店」です。

7 リスク管理態勢

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険引受リスク、資産運用リスクなどの経営に係るさまざまなリスクを的確に把握するとともに、資本、リスクおよびリターンのバランスを適切にコントロールすることが大変重要となっております。

当社では、業務運営の健全性と適切性を確保し、リスク管理全般を統括するために「取締役会」の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置しております。さらに「リスク管理委員会」の下に、詳細検討を行うための「ALM小委員会」「保険引受リスク小委員会」「オペレーショナルリスク小委員会」を設置し、経営をとりまくリスク全般を総合的に管理する態勢を明確化し、適切かつ厳正なリスク管理に努めております。



1. ERMの取組み

当社は、統合的リスク管理(ERM：Enterprise Risk Management)を「事業推進上存在するリスクを統合的に管理することを通して、セコムグループの経営理念を実現させるためのプロセス」と定義し、事業計画の推進における不可欠な枠組みとして捉え、中期事業計画の主要施策の一つとしてERMの推進について「当社にとってのERMの最適水準を目指し、ERMの経営への活用を一層推進します」と掲げております。

2. 自己資本管理・ストレステスト

当社では、財務の健全性を確保するため、リスク管理統括部門である「総合企画部」が保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクの各リスク量を計測し、経営体力(実質自己資本)を対比する自己資本管理を行い、「リスク管理委員会」に定期的に報告しております。

リスク量の計測には、主にVaR(バリューアットリスク)というリスク指標を用いており、損失額を99.5%の信頼度でカバーする水準のリスク量とその許容度を対比することにより資本が十分に確保されているか把握・管理しております。また、将来の不利が生じた場合の影響度を測定するストレステストを定期的の実施し、「リスク管理委員会」に報告しております。

3. エマージングリスク、リスクレジスターおよび重要なリスク

過去とは異なる要因や環境変化により発生するエマージングリスクを含めてリスクを洗い出し、適切な管理を行い、リスクレジスターを作成しております。洗い出されたリスクのうち、当社の財務の健全性、業務継続性等の観点から極めて大きな影

響を及ぼす重要なリスクを特定し、経営レベルでの管理を行っております。

また、巨大水害や命に関わる危険な暑さなどの気候変動によって生じるリスクや管理が難しいリスクについてはリスクレポートを作成して経営陣に報告しております。

4. 保険引受リスク

当社の保険引受は、「契約引受規程」に基づいて行われておりますが、予定損害率を超えた損害が発生するリスクなどに備え、「商品業務部」「再保険部」がリスク管理担当部門として、料率水準や損害率の継続的な検証や再保険契約の締結など適正なリスクコントロールに努めております。

さらに、「保険引受リスク小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

－再保険について－

① 保有・出再の基本的な方針

火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、過去の成績、再保険市場の動向を考慮した上で保有を定め、超過する部分については、最適な再保険カバーを確保し、安定的なリスク移転に努めています。一方、地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、外部専門機関の算出したリスク分析値を参考にしてPML(予想最大損害額)を把握し、異常危険準備金、ソルベンシー・マージン比率の水準も考慮しながら、再保険スキームを決定しています。

なお、出再については確実に再保険金を回収できるような、外部格付機関により一定以上の格付を有している再保険会社を選定した上で、特に外国再保険会社に関して

は特定の会社には偏らないように留意しています。出再後も常時、再保険会社の格付動向をモニタリングし、信用リスクに不安が生じた際に適切な対応ができるような態勢をとっています。

② 受再の基本的な方針

受再については、原則として引受けしない方針です。特に海外からの受再についてはリスクの判断が難しいことから行っていません。

③ 自然災害リスクの想定モデル

地震については関東大震災、台風については再現期間200年の規模の想定台風が発生した場合にも対応できる再保険カバーを手配しています。

5. 資産運用リスク・流動性リスク

当社の資産運用にあたっては、資産運用リスク管理担当部門にてリスク管理規程に基づいてリスク管理に配慮した業務運営が行われておりますが、「総合企画部」が各リスク管理規程の検証や市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクなどの資産運用に係るリスクや長期資金繰りに係る流動性リスクの管理状況を監視し、「財務部」が短期資金繰りに係る流動性リスクを管理しております。さらに「ALM小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

6. 事務リスク・システムリスク(オペレーショナルリスク)

事務リスクについては、「業務品質統括部」をはじめ、各担当部署が各種規程に基づきリスク管理を行っております。システムリスクについては「システム企画部」がシステム全般のリスク管理を行い、「オペレーショナルリスク小委員会」や「リスク管理委員会」において、総合的に検証する態勢をとっております。

7. その他の管理態勢

当社は、大規模災害発生時における人的、物的リスクへの対応として「災害対策委員会」を設置し、地震災害をはじめとするさまざまな災害時のお客さまへのご案内や事務手続きなど、迅速かつ適切に対応するための態勢を整備しております。

また、当社に対する中傷や根拠の無い噂や憶測等が流布し、当社の信用や評価が低下することから生じる直接間接の損害を被る「風評リスク」に対しては、リスク管理担当部門が適切な対応を行うよう努めております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、業務への支障が極力生じないよう配慮しつつ、テレワークや時差出勤により従業員の感染防止に努めております。

8 社内・社外の監査態勢

(1) 社内の監査

当社は、監査役による会社法に基づく監査と内部監査部による監査を実施しています。

内部監査部は、監査役、監査役会および外部監査法人との連携強化を図りながら、会社の業務全般について合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で検証・評価を行うほか、経営目標の効果的な達成および社業の発展に寄与するための提言等を行っています。なお、監査結果は定期的に取り締役会に報告しています。

(2) 社外の監査・検査

当社は、監査法人(有限責任あずさ監査法人)による会社法上の会計監査を受けています。

また、保険業法に基づく金融庁による検査等も行われます。

9 第三分野保険に係る責任準備金の確認について

(1) 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険(医療保険、ガン保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる保険)は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また保険期間は終身保障タイプが多く長期にわたるため、長期的な不確実性が内在されることが推測されます。

当社は法令等に基づき、ストレステスト・負債十分性テストを実施し、保険計理人の確認のもと、危険準備金Ⅳ・追加責任準備金を積み立てることにより、この不確実性に対応していくこととしております。

(2) ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストの実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき社内規則を設け、実施基準を定めております。

ストレステスト・負債十分性テストに使用する事故発生率・事業費率等は当社の過去の実績をもとに設定しております。

ストレステストにおける事故発生率は、将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準とし、負債十分性テストの事故発生率は97.7%の確率でカバーする水準としております。

(3) テストの結果

ストレステストを実施した結果、危険準備金Ⅳの積み立ては不要となりました。また、負債十分性テストにつきましては、ストレステストの結果より、予定事故発生率が十分なりリスクをカバーしていることを確認できたため、実施する必要がありませんでした。

10 個人情報(特定個人情報を含む)保護

当社では、近年のインターネットや情報技術の急速な進展に伴い、これまで以上に高度で厳密な情報管理が重要な経営課題の一つと認識しており、当社の社会的責務であると考えております。具体的には、情報管理にあたり、「情報セキュリティポリシー」を策定し、お客さまからの信頼の確保を第一に考え、全ての役職員に対しお客さま情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育の徹底を図っております。

また、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社は、個人情報取扱事業者および個人番号関係事務実施者として個人情報保護に取り組むにあたり、「個人情報に関する取扱いについて(個人情報保護基本方針)」を定めております。

次にその全文を掲載いたします。

個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護基本方針)

セコム損害保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)、その他の関係法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、従業員等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

*特定個人情報以外の個人情報および匿名加工情報の取扱いについては、下記「I. 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

*特定個人情報の取扱いについては、下記「II. 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

I. 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

当社は、主に保険契約申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記5. 6. 7. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます)に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供(ご本人の確認、契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます)を行うため
＜当社が取り扱う商品・サービス＞

損害保険、ローンおよびこれらに付帯・関連するサービス

②下記5.①に掲げる関係会社および下記5.②に掲げる提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため

③他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による、商品・システム・サービスの開発・研究のため

⑤その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため(経営

管理・各種リスク管理を行うことを含みます)

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者提供および第三者からの取得

①当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合

・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

・当社の関係会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記5. をご覧ください)

・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記6. をご覧ください)

・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記7. をご覧ください)

②当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

①保険契約の募集・損害調査に関わる業務

②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

③情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5. 関係会社・提携先企業との共同利用

①関係会社との共同利用

＜共同利用する者の範囲および目的＞

当社とセコムグループ会社は、その取り扱う商品・サービスの案内または適切かつ円滑な提供のために(上記2.④および⑤を含みます)、個人データを共同利用することがあります。

セコムグループ会社とは、セコム株式会社とその連結子会社および持分法適用会社をいいます。

＜共同利用する個人データの項目＞

住所、氏名、電話番号(固定電話・FAX・携帯電話等)・電子メールアドレス等の連絡先、性別、生年月日、契約状況、事故状況、保険金支払状況、お問い合わせ、依頼内容その他申込書等に記載された契約内容

＜個人データの管理について責任を有する者＞

当社(セコム損害保険株式会社)

IV. 当社の運営

②提携先企業との共同利用

＜共同利用する者の範囲および目的＞

当社は、富国生命保険相互会社(以下、「富国生命」といいます)との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」をお客さまがお申込みの場合に、当社および富国生命におけるお客さまの保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために、個人データを富国生命と共同で利用いたします。富国生命については、下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.fukoku-life.co.jp/>)

＜共同利用する個人データの項目＞

- ・氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
- ・保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報
- ・ご契約内容およびその後の異動
- ・保険事故の状況等
- ・告知書、診査報状、健康管理証明書、その他ご提出いただいた健康診断結果通知書等に記載の情報、およびその他の保健医療情報

＜個人データの管理について責任を有する者＞

当社(セコム損害保険株式会社)

6. 情報交換制度等

①損害保険業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

7. 国土交通省への自賠責保険のデータ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のしがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細については、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp/>)をご覧ください。

＜共同利用する個人情報の項目＞

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号または車両番号

8. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

9. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。)について、以下の場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、セ

ンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

④法令等に基づく場合

⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

10. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、当社事業所・サービスセンターにお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11. 保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記14. のお問い合わせ先にお申し付けください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面により回答いたします。開示のご請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

12. 個人データの安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

当社ウェブサイトにおける個人データの安全管理については「ウェブサイト・プライバシーポリシー」

(https://www.secom-sonpo.co.jp/website_policy.html)をご覧ください。

13. 匿名加工情報の取扱い

①匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

②匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記お問い合わせ先にお申し付けください。ご本人からお求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

セコム損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-8645東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル
フリーダイヤル 0120-333-962 [受付時間: 9:00~12:00・13:00~18:00、月~金曜日(祝日・休日および12月31日~1月3日を除く)]

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラス アネックス7階
電話 03-3255-1470 [受付時間: 9:00~17:00、月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)]
ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp/>)

II. 特定個人情報の取扱いについて

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

1. 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

2. 特定個人情報の取扱い、利用の範囲

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

(ア)法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- ①保険取引に関する支払調書等の作成事務
- ②報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務
- ③役員員(含む扶養家族)の所得の源泉徴収票作成事務、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金、国民年金の各種届出等の事務

(イ)法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- ①激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

5. お問い合わせ窓口

当社の特定個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

セコム損害保険株式会社 お客様相談室
所在地 〒102-8645東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル
フリーダイヤル 0120-333-962 [受付時間: 9:00~12:00・13:00~18:00、月~金曜日(祝日・休日および12月31日~1月3日を除く)]

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラス アネックス7階
電話 03-3255-1470 [受付時間: 9:00~17:00、月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)]
ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp/>)

2020年7月1日

V. 財産の状況

1 計算書類関係

(1) 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	2019年度(2020年3月31日現在)		2020年度(2021年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(資 産 の 部)						
現 金 及 び 預 貯 金		46,407	21.5	53,928	23.6	7,520
現 金		(0)		(0)		
預 貯 金		(46,407)		(53,928)		
有 価 証 券		136,014	63.1	145,454	63.5	9,440
国 債		(28,905)		(27,562)		
社 債		(36,668)		(39,560)		
株 式		(25,396)		(30,254)		
外 国 証 券		(36,346)		(31,391)		
そ の 他 の 証 券		(8,697)		(16,685)		
貸 付 金		759	0.4	602	0.3	△157
保 険 約 款 貸 付		(4)		(2)		
一 般 貸 付		(755)		(600)		
有 形 固 定 資 産		102	0.0	96	0.0	△5
土 地		(14)		(14)		
建 物		(26)		(25)		
その他の有形固定資産		(61)		(56)		
無 形 固 定 資 産		8,754	4.1	8,097	3.5	△657
ソ フ ト ウ エ ア		(8,468)		(7,447)		
その他の無形固定資産		(286)		(650)		
そ の 他 資 産		10,994	5.1	9,347	4.1	△1,646
未 収 保 険 料		(133)		(122)		
代 理 店 貸		(2,881)		(3,098)		
共 同 保 険 貸		(27)		(76)		
再 保 険 貸		(744)		(1,614)		
外 国 再 保 険 貸		(2,865)		(559)		
未 収 金		(2,248)		(1,970)		
未 収 収 益		(717)		(671)		
預 託 金		(162)		(163)		
仮 払 金		(1,212)		(1,069)		
繰 延 税 金 資 産		12,646	5.9	11,427	5.0	△1,219
貸 倒 引 当 金		△32	△0.0	△38	△0.0	△6
資 産 の 部 合 計		215,647	100.0	228,916	100.0	13,268

V. 財産の状況

(単位：百万円、%)

科 目	2019年度(2020年3月31日現在)		2020年度(2021年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負 債 の 部)					
保 険 契 約 準 備 金	175,716	81.5	181,604	79.3	5,888
支 払 備 金	(17,426)		(20,629)		
責 任 準 備 金	(158,289)		(160,975)		
そ の 他 負 債	3,886	1.8	4,570	2.0	683
共 同 保 険 借	(27)		(14)		
再 保 険 借	(1,855)		(1,923)		
外 国 再 保 険 借	(549)		(193)		
未 払 法 人 税 等	(142)		(1,120)		
預 り 金	(22)		(21)		
未 払 金	(316)		(332)		
仮 受 金	(917)		(907)		
資 産 除 去 債 務	(55)		(55)		
退 職 給 付 引 当 金	2,178	1.0	2,328	1.0	149
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46	0.0	35	0.0	△10
賞 与 引 当 金	553	0.3	552	0.2	△1
特 別 法 上 の 準 備 金	3,574	1.7	4,063	1.8	488
価 格 変 動 準 備 金	(3,574)		(4,063)		
負 債 の 部 合 計	185,956	86.2	193,154	84.4	7,198
(純 資 産 の 部)					
資 本 金	16,808	7.8	16,808	7.3	-
資 本 剰 余 金	2,814	1.3	2,814	1.2	-
資 本 準 備 金	(2,814)		(2,814)		
利 益 剰 余 金	3,235	1.5	3,273	1.4	38
利 益 準 備 金	(482)		(579)		
そ の 他 利 益 剰 余 金	(2,752)		(2,694)		
繰 越 利 益 剰 余 金	((2,752))		((2,694))		
自 己 株 式	△195	△0.1	△195	△0.1	△0
株 主 資 本 合 計	22,663	10.5	22,701	9.9	38
その他有価証券評価差額金	7,027	3.3	13,059	5.7	6,031
評価・換算差額等合計	7,027	3.3	13,059	5.7	6,031
純 資 産 の 部 合 計	29,690	13.8	35,761	15.6	6,070
負債及び純資産の部合計	215,647	100.0	228,916	100.0	13,268

V. 財産の状況

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法により行っております。

②その他有価証券で時価のあるもののうち株式ならびに証券投資信託の評価は、決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法、それ以外の評価は決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

③その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

(4) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(5) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づいて、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～12年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(8) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労引当金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(11) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産(仮払金)に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(12) 保険料、責任準備金および支払備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積り

支払備金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「支払備金」に20,629百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

保険業法第117条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

①算出方法

支払事由の発生の報告があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を見積もっております。まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるもの(以下、「既発生未報告支払備金」という。)については、過去の支払い実績等を勘案して算出した最終損害額の見積りに基づき計上しております。

②翌年度の計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果や為替相場の変動などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。なお、既発生未報告支払備金は、過去の実績等を勘案し、適正な保険数理の手法に基づき積み立てておりますが、未報告である

V. 財産の状況

ことに起因する不確実性を有しております。特に、近年の国内自然災害の甚大化や頻発化など、支払備金の見積りに関して、より不確実性が高まっている状況にあります。

4.金融商品の状況に関する事項(後掲 6. 時価情報等 に記載)

5.金融商品の時価等に関する事項(後掲 6. 時価情報等 に記載)

6.(1)貸付金のうち、破綻先債権額および延滞債権額は該当するものではありません。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2)貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当するものではありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3)貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は該当するものではありません。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4)破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は該当するものではありません。

7.有形固定資産の減価償却累計額は479百万円、圧縮記帳額は47百万円であります。

8.関係会社に対する金銭債権および金銭債務のうち、親会社に対する金銭債権総額は11百万円、金銭債務総額は27百万円であり、親会社の子会社に対する金銭債権総額は555百万円であり、金銭債務は該当ありません。

9.繰延税金資産の総額は16,614百万円、繰延税金負債の総額は4,520百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は666百万円であります。繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金12,278百万円、支払備金1,543百万円、価格変動準備金1,134百万円、退職給付引当金649百万円および有価証券評価損624百万円であります。繰延税金負債は、その他有価証券にかかる評価差額金4,519百万円であります。

10.親会社株式および関係会社株式は保有しておりません。

11.退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。なお、2019年4月に役職定年制度を廃止したことに伴い、退職一時金の制度変更を行っております。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,403 百万円
勤務費用	155 百万円
利息費用	8 百万円
数理計算上の差異の発生額	16 百万円
退職給付の支払額	△45 百万円
退職給付債務の期末残高	2,539 百万円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,539 百万円
未積立退職給付債務	2,539 百万円
未認識過去勤務費用	△13 百万円
未認識数理計算上の差異	△197 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,328 百万円
退職給付引当金	2,328 百万円

③退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.32%
数理計算上の差異の処理年数	10年～13年
未認識過去勤務費用	10年～14年

12.支払備金・責任準備金に関する事項は次のとおりであります。

(1)支払備金の内訳

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	21,878 百万円
同上にかかる出再支払備金	1,966 百万円
差引(イ)	19,911 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	717 百万円
計(イ+口)	20,629 百万円

V. 財産の状況

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	103,721 百万円
同上にかかる出再責任準備金	702 百万円
差引(イ)	103,018 百万円
その他の責任準備金(ロ)	57,956 百万円
計(イ+ロ)	160,975 百万円

13.1株当たりの純資産額は、222円33銭であります。

1株当たりの純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

普通株式に係る純資産額	35,761 百万円
普通株式の期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数	160,845 千株

14.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V. 財産の状況

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

年 度 科 目	2019年度 〔 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで 〕	2020年度 〔 2020年4月 1日から 2021年3月31日まで 〕	比較増減
	金 額	金 額	
経 常 収 益	60,885	57,732	△3,152
保 険 引 受 収 益	57,910	54,963	△2,946
正 味 収 入 保 険 料	(51,621)	(52,864)	(1,243)
収 入 積 立 保 険 料	(5,862)	(1,732)	(△4,130)
積 立 保 険 料 等 運 用 益	(427)	(366)	(△60)
資 産 運 用 収 益	2,951	2,742	△208
利 息 及 び 配 当 金 収 入	(2,560)	(2,447)	(△113)
有 価 証 券 売 却 益	(817)	(661)	(△156)
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	(△427)	(△366)	(60)
そ の 他 経 常 収 益	23	26	2
そ の 他 の 経 常 収 益	(23)	(26)	(2)
経 常 費 用	60,827	56,565	△4,262
保 険 引 受 費 用	49,657	46,650	△3,007
正 味 支 払 保 険 金	(28,014)	(25,496)	(△2,518)
損 害 調 査 費	(2,939)	(3,132)	(193)
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	(8,052)	(8,464)	(412)
満 期 返 戻 金	(8,230)	(3,641)	(△4,588)
支 払 備 金 繰 入 額	(254)	(3,202)	(2,948)
責 任 準 備 金 繰 入 額	(2,132)	(2,685)	(553)
為 替 差 損	(0)	(0)	(0)
そ の 他 保 険 引 受 費 用	(34)	(26)	(△7)
資 産 運 用 費 用	1,374	98	△1,276
有 価 証 券 売 却 損	(201)	(94)	(△106)
有 価 証 券 評 価 損	(1,172)	(3)	(△1,169)
為 替 差 損	(0)	(0)	(△0)
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	9,790	9,798	7
そ の 他 経 常 費 用	4	18	13
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	(0)	(6)	(6)
そ の 他 の 経 常 費 用	(4)	(11)	(7)
経 常 利 益	57	1,167	1,109
特 別 利 益	484	-	△484
固 定 資 産 処 分 益	(14)	(-)	(△14)
特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額	(470)	(-)	(△470)
価 格 変 動 準 備 金	(470)	(-)	(△470)
特 別 損 失	0	488	487
固 定 資 産 処 分 損	(0)	(0)	(△0)
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	(-)	(488)	(488)
価 格 変 動 準 備 金	(-)	(488)	(488)
税 引 前 当 期 純 利 益	541	678	136
法 人 税 及 び 住 民 税	278	1,141	862
法 人 税 等 調 整 額	△228	△984	△755
法 人 税 等 合 計	50	157	107
当 期 純 利 益	491	521	29

V. 財産の状況

1.関係会社に対する取引高のうち、親会社に対する費用総額は655百万円であり、親会社の子会社に対する収入総額は7百万円、費用総額は1,217百万円であります。

2.正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	66,671 百万円
支払再保険料	13,806 百万円
差引	52,864 百万円

3.正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	33,938 百万円
回収再保険金	8,441 百万円
差引	25,496 百万円

4.諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	10,183 百万円
出再保険手数料	1,719 百万円
差引	8,464 百万円

5.支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△633 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△3,856 百万円
差引(イ)	3,222 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	△19 百万円
計(イ+口)	3,202 百万円

6.責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	2,999 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△94 百万円
差引(イ)	3,093 百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△408 百万円
計(イ+口)	2,685 百万円

7.利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	2,435 百万円
貸付金利息	11 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	2,447 百万円

8.損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は232百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	155 百万円
利息費用	8 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	31 百万円
過去勤務費用の費用処理額	△1 百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	37 百万円
計	232 百万円

V. 財産の状況

9.当期における法定実効税率は27.9%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は23.2%であり、その差異の主要な内訳は、受取配当金の益金不算入△13.3%、住民税均等割による除外額8.5%であります。

10.1株当たりの当期純利益は3円23銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は521百万円、普通株主に帰属しないものは該当がなく、普通株式に係る当期純利益は521百万円、普通株式の期中平均株式数は160,845千株であります。

11.関連当事者との取引

(1)親会社

会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
セコム 株式会社	東京都 渋谷区	66,410	警備請負業	直接 97.8%	役員1名	支配株主	出向者 給与等	337	預託金等	11
							代理店 手数料等	317	未払金等	27

(注) 1.セコム株式会社は、東京証券取引所(市場第一部)に上場しております。

2.当社は、代理店委託契約書に基づき同社に保険販売を委託しており、当期の取引金額に記載をしております。なお、当社は同社から保険契約を引き受けておりますが、普通保険約款に従った保険契約であり、一般の取引条件と同様であることが明らかであるため、記載を省略しております。

3.経営上の重要な契約等

セコム株式会社との間で、同社が、当社の純資産額が一定水準を下回った場合、または債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、当社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持に関する契約を締結しております。

なお、本契約は同社が当社の債務支払いに関して保証を行うものではありません。

(2)親会社の子会社

会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
セコム医療システム 株式会社	東京都 渋谷区	100 (セコム(株) 全額出資)	在宅医療 事業等	利息収入	7	貸付金	555

(注) 1.当社は投融資運用基準等に従い、セコム医療システム株式会社に事業資金を貸し付けております。

2.貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3.当社は、上記関連当事者の議決権を所有しておりません。

会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
セコムトラスト システムズ株式会社	東京都 渋谷区	1,468 (セコム(株) 全額出資)	情報通信 事業等	システムの 開発および取得	2,195	-	-
				システムの 運営・保守等	1,217		

(注) 1.取引条件および取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

2.当社は、上記関連当事者の議決権を所有しておりません。

12.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V. 財産の状況

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2019年度 〔 2019年4月1日から 2020年3月31日まで 〕	2020年度 〔 2020年4月1日から 2021年3月31日まで 〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	541	678
減価償却費	2,420	2,727
支払備金の増減額(△は減少)	254	3,202
責任準備金の増減額(△は減少)	2,132	2,685
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	189	149
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	7	△10
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	△1
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△470	488
利息及び配当金収入	△2,560	△2,447
有価証券関係損益(△は益)	556	△563
有形固定資産関係損益(△は益)	△13	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	1,214	1,145
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	39	△296
小 計	4,311	7,766
利息及び配当金の受取額	2,677	2,356
法人税等の支払額	△970	△187
法人税等の還付額	-	506
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,018	10,441
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△12,011	△10,604
有価証券の売却・償還による収入	16,826	10,099
貸付けによる支出	△2	△0
貸付金の回収による収入	149	157
資産運用活動計	4,961	△348
営業活動および資産運用活動計	10,980	10,093
有形固定資産の取得による支出	△13	△12
有形固定資産の売却による支出	20	-
無形固定資産の取得による支出	△4,767	△2,076
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,165	△2,437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	△0
配当金の支払額	△482	△482
財務活動によるキャッシュ・フロー	△482	△482
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,736	7,520
現金及び現金同等物の期首残高	40,671	46,407
現金及び現金同等物の期末残高	46,407	53,928

2019年度

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	46,407 百万円
有価証券	136,014 百万円
現金同等物以外の有価証券	△136,014 百万円
現金及び現金同等物	46,407 百万円

V. 財産の状況

2.重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

2020年度

1.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	53,928 百万円
有価証券	145,454 百万円
現金同等物以外の有価証券	△145,454 百万円
現金及び現金同等物	53,928 百万円

2.重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4)貸借対照表の推移

(単位：百万円、%)

年 度 科 目	2018年度末			2019年度末			2020年度末		
	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
(資 産 の 部)									
現 金 及 び 預 貯 金	40,671	18.7	△24.1	46,407	21.5	14.1	53,928	23.6	16.2
有 価 証 券	147,193	67.5	1.3	136,014	63.1	△7.6	145,454	63.5	6.9
貸 付 金	906	0.4	△13.3	759	0.4	△16.2	602	0.3	△20.7
有 形 固 定 資 産	114	0.1	0.1	102	0.0	△10.6	96	0.0	△5.7
無 形 固 定 資 産	6,427	2.9	28.7	8,754	4.1	36.2	8,097	3.5	△7.5
そ の 他 資 産	11,787	5.4	80.6	10,994	5.1	△6.7	9,347	4.1	△15.0
繰 延 税 金 資 産	10,856	5.0	22.9	12,646	5.9	16.5	11,427	5.0	△9.6
貸 倒 引 当 金	△31	△0.0	－	△32	△0.0	－	△38	△0.0	－
資 産 の 部 合 計	217,926	100.0	△1.1	215,647	100.0	△1.0	228,916	100.0	6.2
(負 債 の 部)									
保 険 契 約 準 備 金	173,329	79.5	0.1	175,716	81.5	1.4	181,604	79.3	3.4
そ の 他 負 債	4,058	1.9	△0.3	3,886	1.8	△4.2	4,570	2.0	17.6
退 職 給 付 引 当 金	1,989	0.9	△2.7	2,178	1.0	9.5	2,328	1.0	6.9
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38	0.0	38.1	46	0.0	18.8	35	0.0	△22.6
賞 与 引 当 金	554	0.3	0.3	553	0.3	△0.2	552	0.2	△0.2
価 格 変 動 準 備 金	4,045	1.9	5.0	3,574	1.7	△11.6	4,063	1.8	13.7
負 債 の 部 合 計	184,015	84.4	0.2	185,956	86.2	1.1	193,154	84.4	3.9
(純 資 産 の 部)									
資 本 金	16,808	7.7	－	16,808	7.8	－	16,808	7.3	－
資 本 剰 余 金	2,814	1.3	－	2,814	1.3	－	2,814	1.2	－
利 益 剰 余 金	3,226	1.5	1.0	3,235	1.5	0.3	3,273	1.4	1.2
自 己 株 式	△195	△0.1	－	△195	△0.1	－	△195	△0.1	－
その他有価証券評価差額金	11,256	5.2	△19.7	7,027	3.3	△37.6	13,059	5.7	85.8
純 資 産 の 部 合 計	33,910	15.6	△7.5	29,690	13.8	△12.4	35,761	15.6	20.4
負債及び純資産の部合計	217,926	100.0	△1.1	215,647	100.0	△1.0	228,916	100.0	6.2

V. 財産の状況

(5) 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	53,461	60,885	57,732
保 険 引 受 収 益	50,240	57,910	54,963
資 産 運 用 収 益	3,196	2,951	2,742
そ の 他 経 常 収 益	24	23	26
経 常 費 用	52,506	60,827	56,565
保 険 引 受 費 用	43,094	49,657	46,650
資 産 運 用 費 用	332	1,374	98
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	9,067	9,790	9,798
そ の 他 経 常 費 用	11	4	18
経 常 利 益	954	57	1,167
特 別 利 益	-	484	-
特 別 損 失	196	0	488
税 引 前 当 期 純 利 益	757	541	678
法 人 税 及 び 住 民 税	1,280	278	1,141
法 人 税 等 調 整 額	△1,038	△228	△984
法 人 税 等 合 計	241	50	157
当 期 純 利 益	515	491	521

(6) 1株当たり配当金等の推移

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度
1 株 当 た り 配 当 金	3.00円	3.00円	3.00円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	3.20円	3.05円	3.23円
配 当 性 向	93.5%	98.2%	92.6%
1 株 当 た り 純 資 産 額	210.82円	184.59円	222.33円
従 業 員 1 人 当 た り 総 資 産	472百万円	468百万円	502百万円

(注) 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均発行済株式の総数(加重平均)}}$ により算出しております。

V. 財産の状況

(7) 株主資本等変動計算書

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当 期 首 残 高	16,808	2,814	2,814	386	2,840	3,226	△195	22,654	11,256	11,256	33,910
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	96	△579	△482	-	△482	-	-	△482
当 期 純 利 益	-	-	-	-	491	491	-	491	-	-	491
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△4,228	△4,228	△4,228
当期変動額合計	-	-	-	96	△87	8	-	8	△4,228	△4,228	△4,219
当 期 末 残 高	16,808	2,814	2,814	482	2,752	3,235	△195	22,663	7,027	7,027	29,690

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
					繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	16,808	2,814	2,814	482	2,752	3,235	△195	22,663	7,027	7,027	29,690
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	96	△579	△482	-	△482	-	-	△482
当 期 純 利 益	-	-	-	-	521	521	-	521	-	-	521
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0	-	-	△0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	6,031	6,031	6,031
当期変動額合計	-	-	-	96	△57	38	△0	38	6,031	6,031	6,070
当 期 末 残 高	16,808	2,814	2,814	579	2,694	3,273	△195	22,701	13,059	13,059	35,761

V. 財産の状況

2019年度

1.2019年4月1日および2020年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中における変動はありません。

2.2019年4月1日および2020年3月末日における自己株式の数は1,154,800株であり、当事業年度中における変動はありません。

3.当事業年度における配当金は以下のとおりです。

決議	2019年6月21日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
1株当たり配当額	3.00円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

4.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは以下のとおりです。

決議	2020年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
1株当たり配当額	3.00円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月25日

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2020年度

1.2020年4月1日および2021年3月末日における発行済株式の数は162,000,000株であり、当事業年度中における変動はありません。

2.2020年4月1日における自己株式の数は1,154,800株、2021年3月末日は自己株式の数は1,155,000株であり、当事業年度中における単元未満株式の買取により、200株増加しております。

3.当事業年度における配当金は以下のとおりです。

決議	2020年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
1株当たり配当額	3.00円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月25日

4.基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは以下のとおりです。

決議	2021年6月24日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の金額	482百万円
1株当たり配当額	3.00円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月25日

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	—	—	—
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—	—
リスク管理債権の合計	—	—	—

- (注) 1.破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- 3.3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	907	759	602
合計	907	759	602

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権は破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権は債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権は3カ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸付金(1および2に掲げる債権を除く。))をいう。以下同じ。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1および2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。))をいう。)です。
- 4.正常債権は債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

5 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	65,340	74,540
資本金等	22,180	22,219
価格変動準備金	3,574	4,063
危険準備金	39	46
異常危険準備金	30,058	31,344
一般貸倒引当金	32	38
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	8,409	15,821
土地の含み損益	△9	△9
払戻積立金超過額	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
控除項目	－	－
その他	1,054	1,015
(B) 単体リスクの合計額	18,813	21,691
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク(R_1)	7,464	8,049
第三分野保険の保険リスク(R_2)	－	－
予定利率リスク(R_3)	217	196
資産運用リスク(R_4)	8,753	10,922
経営管理リスク(R_5)	462	532
巨大災害リスク(R_6)	6,681	7,433
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B) × 1/2}] × 100	694.5%	687.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率について】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
 - ：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)
 - ：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)
 - ：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)
 - ：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
 - ：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6 時価情報等

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により保険契約者から収入した保険料を将来の保険金支払原資として安全確実に保管・運用することを目的として金融商品を利用した資産運用を行っております。当社が投資を行っている金融商品は、金利変動等の市場リスクを負っているため、当該リスクによる不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券および貸付金であります。有価証券は、具体的には、株式、債券、投資信託、組合出資金等であり、将来の保険金支払いを安全確実に行う目的で保有しております。これらは、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において諮問され、取締役会で決定された方針に基づき、財務部が金融商品取引の実務を行っております。

また、総合企画部において資産運用リスクについて総合的にモニタリングしており、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

① 信用リスクの管理

当社は、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた保有限度を設定し、残高管理をしております。貸付金に関しては、財務部において社内規程に従い、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、総合企画部において、信用リスクの状況についてモニタリングし、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクの状況について、総合企画部において定期的に把握し、社内規程に定める運用基準に適合しない状況が生じた場合には、速やかにリスク管理委員会へ報告することとしております。

(i) 金利リスクの管理

当社は、金利リスクに関しては、有価証券の残高・含み損益の状況把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握、管理を行い、定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当社は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、その評価損益の状況を定期的にALM小委員会へ報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、時価の変動を管理しており、定期的にALM小委員会へ報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金繰りの状況について、十分な流動性を確保・維持するため、現預金および国内債券を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その状況を定期的にリスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照のこと)。

2019年度末

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 貯 金	46,407	46,407	－
(2) 有 価 証 券			
満 期 保 有 目 的 の 債 券	10,724	12,124	1,400
そ の 他 有 価 証 券	120,908	120,908	－
(3) 貸 付 金	759		
貸 倒 引 当 金 ^(*)	△0		
	758	765	6
資 産 計	178,799	180,206	1,407

(*) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

2020年度末

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 貯 金	53,928	53,928	－
(2) 有 価 証 券			
満 期 保 有 目 的 の 債 券	10,671	11,974	1,302
そ の 他 有 価 証 券	124,805	124,805	－
(3) 貸 付 金	602		
貸 倒 引 当 金 ^(*)	△0		
	601	604	2
資 産 計	190,007	191,313	1,305

(*) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金

預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格に、債券、投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格にそれぞれによっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項(有価証券関係)を参照ください。

(3) 貸付金

貸付金の時価の算定は、返済までの期間が1年超で固定金利が適用されている貸付ごとに、その将来キャッシュ・フローを残存期間に応じ、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。また、返済までの期間が1年以内の各貸付については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

V. 財産の状況

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

2019年度末

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
(1) 非 上 場 株 式 ^(※1)	1,185
(2) 組 合 出 資 金 ^(※1)	3,195
合 計	4,381

(※1)非上場株式および組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

2020年度末

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
(1) 非 上 場 株 式 ^{(※1)(※2)}	1,182
(2) 組 合 出 資 金 ^(※1)	8,794
合 計	9,977

(※1)非上場株式および組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(※2)非上場株式について3百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

2019年度末

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預貯金	46,407	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	10,000
国	—	—	—	—
その他有価証券のうち	1,000	13,300	3,000	—
満期があるもの	—	—	—	—
国	—	—	—	—
地方債	500	23,100	—	1,300
社外	5,589	22,419	6,480	—
外国証券	159	600	—	—
貸付金	—	—	—	—
合 計	53,656	59,419	9,480	11,300

2020年度末

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預貯金	53,928	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	10,000
国	—	—	—	—
その他有価証券のうち	8,300	7,000	1,000	—
満期があるもの	—	—	—	—
国	—	—	—	—
地方債	4,500	22,300	—	900
社外	5,647	18,843	5,747	—
外国証券	588	14	—	—
貸付金	—	—	—	—
合 計	72,964	48,157	6,747	10,900

V. 財産の状況

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

2019年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	10,724	12,124	1,400
	小 計	10,724	12,124	1,400
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	－	－	－
	小 計	－	－	－
合 計		10,724	12,124	1,400

2020年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	10,671	11,974	1,302
	小 計	10,671	11,974	1,302
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	－	－	－
	小 計	－	－	－
合 計		10,671	11,974	1,302

3. 子会社株式および関連会社株式

該当事項はありません。

V. 財産の状況

4. その他有価証券

2019年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	31,721	30,631	1,089
	株 外 国 証 券	17,461	9,032	8,429
	そ の 他	30,865	28,920	1,945
		1,188	791	396
	小 計	81,236	69,375	11,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	23,128	23,204	△76
	株 外 国 証 券	6,748	8,014	△1,265
	そ の 他	5,481	6,303	△822
		4,314	4,666	△352
	小 計	39,672	42,189	△2,516
合 計		120,908	111,564	9,344

(注) 1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めておりません。

2.その他有価証券で時価のある株式について1,132百万円、その他について40百万円の減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券について、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

2020年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	48,869	47,952	916
	株 外 国 証 券	26,747	14,006	12,741
	そ の 他	30,382	28,696	1,685
		7,801	5,357	2,444
	小 計	113,800	96,012	17,787
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	7,581	7,599	△18
	株 外 国 証 券	2,324	2,493	△169
	そ の 他	1,009	1,020	△11
		89	99	△9
	小 計	11,004	11,213	△208
合 計		124,805	107,226	17,579

(注) 1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めておりません。

2.その他有価証券で時価のあるものについて減損処理は行っておりません。なお、時価のある有価証券について、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損処理を行っております。

5. 売却したその他有価証券

2019年度

(単位：百万円)

種 類	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	—	—	—
株 外 国 証 券	477	23	201
そ の 他	7,047	794	—
	—	—	—
合 計	7,525	817	201

2020年度

(単位：百万円)

種 類	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	—	—	—
株 外 国 証 券	888	402	60
そ の 他	5,709	259	34
	—	—	—
合 計	6,598	661	94

V. 財産の状況

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

7 その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

8 保険会社およびその子会社等の概況

該当事項はありません。

主な損害保険用語の解説(50音順)

ア行

一部保険

保険価額よりも保険金額が少ない状態のことをいいます(保険金額<保険価額)。保険価額に対する保険金額の割合によって保険金が削減して支払われる場合があります。

カ行

価格変動準備金

保険会社が「保有する株式・債券等の価格変動による損失」に備えるため、価格変動リスクを有する資産の一定割合について積み立てる準備金です。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

クーリングオフ

契約者が契約の申込みをした日またはクーリングオフ説明書等を受領した日のいずれか遅い日から8日以内であれば契約の申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、法人等による営業または事業のための契約など、契約によっては対象外となるものがあります。

経常利益

保険料や利息および配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費および一般管理費等の経常費用を控除したものを指します。

契約者配当金

積立型保険の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金です。

契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除は、保険法に基づき契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失うことをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険を付けていたものが滅失した場合は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社が重要な事項として質問した事項に、事実をご回答いただく義務をいいます。

コンバインドレシオ

「正味損害率」と「正味事業費率」の合算値であり、損害保険会社の保険引受に係る「収益力」を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど保険会社の収益性は高いといわれます。

サ行

再調達価額

保険の対象と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価(額)です。時価(額)を基準にして保険金を算出する保険が多いのですが、火災保険の価額協定保険や新価保険等においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべてあるいは一部分を別の保険会社に転嫁することです。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

時価(額)

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から経過年数や使用による消耗分を控除して算出した金額です。

事業費

保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除

納税者が地震保険を契約して保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除といいます。

質権設定

債権者がその債権の担保として受け取ったものをその弁済があるまで留置して弁済がない場合にはそのものから優先的に弁済を受けられる権利を設定することです。保険契約に関しては、例えば住宅ローンの借入れにあたり、建物を保険の対象とする火災保険契約の保険金請求権に質権を設定するという方法等で用いられています。

指定紛争解決機関(そんぽADRセンター)

法令に基づいて国の指定を受けた紛争解決機関です。お客さまと保険会社との間に損害保険に関するトラブルが発生した際、お客さまからの苦情のお申し出内容について保険会社に対応を求める「苦情解決手続」と中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く「紛争解決手続」を実施します。

支払備金

決算日まで発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項説明書

ご契約いただくに際し、「契約概要」「注意喚起情報」など特に重要な事項を記載したものです。保険業法では、保険会社が契約者および被保険者に対して交付し重要事項を説明しなければならないこととなっています。

正味事業費率

保険料に対する事業費の割合のことで、保険会社の経営の効率性を示す指標の一つです。損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除し、さらに、積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

正味損害率

保険料に対する支払った保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。損益計算書にある「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合となります。

新価基準

再調達価額(新価)による評価額および保険金支払額の基準のことをいいます。

責任準備金

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。その分類としては、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のこと。前者の場合を現実全損(絶対全損ともいう)、後者の場合を経済的全損(海上保険の場合は推定全損)といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払い余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害保険大学課程

「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップを目指すしくみとして2012年7月に創設され、「専門コース」と「コンサルティングコース」の2つのコースにより構成されています。

「専門コース」は、損害保険の募集に関連の深い分野について、「損保一般試験」基礎単位よりも一層専門的に修得するためのコースです。

「コンサルティングコース」は、「専門コース」の認定を取得した募集人が、「専門コース」で修得した知識を踏まえ、顧客のニーズに応じたコンサルティングを行うことができるように、より実践的な知識・業務スキルを修得するためのコースです。

損害保険募集人一般試験(損保一般試験)

損害保険業界共通で行う試験制度です。保険会社から委託を受けた代理店および役員・使用人の方(以下「募集人」)が、保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、「基礎単位」と「商品単位」により構成されています。なお、「基礎単位」に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、原則として、募集人は、2013年12月以降、それぞれが取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないことになっています。

夕行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということです。これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険

保険金額が保険価額を超える状態のことをいいます(保険金額>保険価額)。

通知義務

保険を契約した後、保険会社が告知を求めた事項に変更が生じた場合に、保険会社に連絡していただく義務のことです。

積立保険

火災保険の補償機能に加え、満期時に満期返戻金が支払われる長期の保険です。

統合的リスク管理

エンタープライズ・リスク・マネジメント(Enterprise Risk Management)と同義。略称はERM。

保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことです。

八行

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係をいいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が生じたとき、保険金額が保険をつけていた物の価額(保険価額)に不足している一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

分損

部分的損害のことで、全損以外の損害をいいます。

法律によって付保が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)等があります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことです。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが一般的です。

保険金

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわち、契約金額のことです。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款^{やっかん}

保険契約の内容を定めたもの。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことです。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則。なお、保険料分割払契約等、特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険等を含みます。

満期返戻金

積立型保険で契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払い込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われます。

免責

保険事故が発生した場合には、保険会社は保険契約で定められた保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由により事故が生じたとき等は、例外としてその義務を免れることをいいます。

免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

営業店舗のご案内(2021年7月現在)

事業所	郵便番号	住 所	電話番号
本店			
本店営業第一部	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)	03-5216-6134
本店営業第二部	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)	03-5216-6109
コールセンター〈自動車〉	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)	0120-756-104
セコム安心マイホーム保険 サポートセンター〈火災〉	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)	0120-756-602
メディコム・コンタクトセンター 〈ガン保険〉	102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)	0120-756-286
山梨支社	400-0047	山梨県甲府市徳行3-12-25(セコム山梨ビル)	055-227-5641
北海道支店 札幌営業課	060-0001	北海道札幌市中央区北一条西3-3(札幌MNビル)	011-241-7066
東北支店			
仙台営業課	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-9-16(朝日生命仙台中央ビル)	022-222-3939
青森支社	030-0823	青森県青森市橋本1-9-22(SS青森ビル)	017-735-4030
盛岡支社	020-0822	岩手県盛岡市茶畑1-17-10(さんさビル)	019-623-0931
秋田営業所	010-0001	秋田県秋田市中通2-2-32(山ニビル)	018-836-6833
山形支社	990-0834	山形県山形市清住町2-5-9(セコム山形ビル)	023-685-7837
郡山支社	963-8002	福島県郡山市駅前1-14-19(セコム郡山ビル)	024-923-3097
東関東支店			
千葉営業課	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港14-2(セコム千葉ビル)	043-302-0821
水戸支社	310-0062	茨城県水戸市大町1-2-40(朝日生命水戸ビル)	029-221-5828
西関東支店			
埼玉営業課	330-0801	埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1(小島MNビル)	048-642-4103
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り2-2-3(明治安田生命・黒崎ビル)	028-633-3254
上信越支店			
新潟営業課	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町1-10(セコム上信越本社ビル)	025-281-3645
桐生支社	376-0021	群馬県桐生市巴町2-1890-18(サンフィールド巴町ビル)	0277-43-6100
長野営業所	380-0936	長野県長野市岡田町215-1(フージャース長野駅前ビル)	026-264-5383
神奈川支店			
横浜営業課	220-0004	神奈川県横浜市西区北幸2-10-39(日総第5ビル)	045-412-5850
厚木支社	243-0003	神奈川県厚木市寿町2-1-6(近藤ビル)	046-223-8271
静岡支店			
静岡営業課	420-0859	静岡県静岡市葵区栄町3-9(朝日生命静岡ビル)	054-255-0308
浜松支社	430-0926	静岡県浜松市中区砂山町350-5(浜松駅南ビルディング)	053-454-6848
中部北陸支店			
名古屋営業課	461-0018	愛知県名古屋市東区主税町2-9(セコム名古屋ビル)	052-961-2481
岡崎支社	444-0044	愛知県岡崎市康生通南3-3(マルワビル)	0564-22-5051
岐阜支社	500-8833	岐阜県岐阜市神田町1-8-5(協和興業ビル)	058-265-2328
三重支社	514-0004	三重県津市栄町2-312(津第一生命ビルディング)	059-226-1636
北陸支社	920-0909	石川県金沢市袋町1-1(ル・キューブ金沢)	076-264-0131
富山営業所	930-0856	富山県富山市牛島新町5-5(インテックビル)	076-431-9852
近畿支店 京都営業課	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88(K.I.四条ビル)	075-231-5700

事業所	郵便番号	住 所	電話番号
大阪支店 大阪営業第一課 大阪営業第二課	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-2-7(中之島セントラルタワー)	06-6202-7831
兵庫支店 神戸営業課	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-31(神戸フコク生命海岸通ビル)	078-327-7616
中国支店 広島営業課 山陰営業所 岡山支社	730-0022 683-0805 700-0907	広島県広島市中区銀山町3-1(ひろしまハイビル21) 鳥取県米子市西福原2-1-1(YNT第10ビル) 岡山県岡山市北区下石井1-1-3(日本生命岡山第二ビル)	082-244-2022 0859-37-6460 086-224-7181
四国支店 徳島営業課 高松支社 松山支社 高知営業所	770-0856 760-0023 790-0003 780-0056	徳島県徳島市中洲町2-8-2(中洲濱口ビル) 香川県高松市寿町2-1-1(高松第一生命ビル新館) 愛媛県松山市三番町4-9-5(松山センタービル) 高知県高知市北本町4-2-12(セコム高知株本社ビル)	088-654-0131 087-821-6641 089-931-7384 088-885-3001
九州支店 福岡営業課 大分支社 佐賀支社 長崎営業所 熊本支社 宮崎営業所 鹿児島支社 沖縄営業所	812-0025 870-0046 840-0804 850-0033 860-0806 880-0001 892-0844 900-0015	福岡県福岡市博多区店屋町8-24(九勤呉服町ビル) 大分県大分市荷揚町3-1(いちご・みらい信金ビル) 佐賀県佐賀市神野東2-2-1(フルカワビル) 長崎県長崎市万才町3-13(第一森谷ビル) 熊本県熊本市中央区花畑町12-28(桜スクエア) 宮崎県宮崎市橘通西4-3-4(セコム宮崎ビル) 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10(鹿児島中央ビル) 沖縄県那覇市久茂地1-7-1(琉球リース総合ビル)	092-271-6290 097-532-7751 0952-30-7148 095-820-4088 096-354-6661 0985-32-2154 099-223-2511 098-862-2246

損害サービスセンターのご案内(2021年7月現在)

事業所	郵便番号	住 所	電話番号
本店損害サービス第一部 火災新種サービスセンター 自動車サービスセンター	102-8645 102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル) 東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル)	03-5216-6137 03-5216-6138
本店損害サービス第二部 第一サービスセンター 第二サービスセンター 第一事故受付センター	102-8645 102-8645 102-8645	東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル) 東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル) 東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル)	03-5216-6130 03-5216-6139 0120-210-545
北海道サービスセンター	060-0001	北海道札幌市中央区北一条西3-3 (札幌MNビル)	011-241-7067
東北サービスセンター	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央2-9-16 (朝日生命仙台中央ビル)	022-222-6123
桐生サービスセンター	376-0021	群馬県桐生市巴町2-1890-18 (サンフィールド巴町ビル)	0277-43-6100
山梨サービスセンター	400-0047	山梨県甲府市徳行3-12-25 (セコム山梨ビル)	055-227-5642
神奈川サービスセンター	220-0004	神奈川県横浜市西区北幸2-10-39 (日総第5ビル)	045-412-5870
新潟サービスセンター	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町1-10 (セコム上信越本社ビル)	025-281-3646
北陸サービスセンター	920-0909	石川県金沢市袋町1-1 (ル・キューブ金沢)	076-264-0131
静岡サービスセンター	420-0859	静岡県静岡市葵区栄町3-9 (朝日生命静岡ビル)	054-273-3317
中部サービスセンター	461-0018	愛知県名古屋市東区主税町2-9 (セコム名古屋ビル)	052-961-2482
関西サービスセンター	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-2-7 (中之島セントラルタワー)	06-6202-7839
中国サービスセンター	730-0022	広島県広島市中区銀山町3-1 (ひろしまハイビル21)	082-244-2469
四国サービスセンター	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-8-2 (中洲濱口ビル)	088-654-0135
福岡サービスセンター	812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-24 (九勤呉服町ビル)	092-271-6312
熊本サービスセンター	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町12-28 (桜スクエア)	096-354-6661

この冊子は、保険業法第111条、同施行規則第59条の2に
基づいて作成した資料です。

セコム損害保険の現状2021
2021年7月発行
セコム損害保険株式会社
〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2
TEL 03(5216)6111(代表)

信頼される安心を、社会へ。



〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル
<https://www.secom-sonpo.co.jp/>

